

◎議 事 日 程（第3号）

令和6年9月6日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	神 田 康 史 君
9番	鬼 頭 勝 治 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	角 田 龍 仁 君	12番	近 藤 武 君
13番	原 裕 司 君	14番	佐 藤 信 男 君
15番	杉 村 義 仁 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄利子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	山 岸 忠 則 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	田 口 貴 敏 君
健康子ども部長	人 見 英 樹 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	伊 藤 規 雄 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	長谷川 努
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	秋 田 郁 哉

午前9時30分 開議

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（近藤 武君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして、順次許可することにといたします。

最初に、質問順位9番の18番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村仁司議員。

○18番（竹村仁司君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大項目として、愛西市発達支援センターの目指すものについて、本市のこれまでの取組と課題について質問させていただきます。

令和4年7月1日に開設された発達支援センターです。

準備室も含めるとおよそ3年がたちました。既に助走を過ぎて目指すべき道に向かう段階です。子育てしやすいまち、人に優しいまち愛西市、その拠点となるのが発達支援センターです。その点を踏まえて確認をさせていただきます。

タブレットの本会議配付資料の中に、発達支援センターの体系図がついたものを添付していただきましたので、参考にしてください。

令和元年9月議会で、障害者地域総合支援協議会について質問をいたしました。当時国では、障害者基本法の理念に基づき、障害種別、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害といった、種別ごとに縦割りにされていた障害者福祉支援制度を全面的に見直し、自立支援の観点から、一元的なサービス提供システムを規定した法律、障害者自立支援法を全面施行させ、さらに是正した形で、新たに障害者総合支援法が平成24年に制定されました。

本市では、平成19年から障害者地域総合支援協議会を立ち上げ、県内では名古屋市よりも早くこの問題に取り組んできました。

そこで、小項目1点目の質問です。

令和元年の9月議会一般質問として、障害者地域総合支援協議会を取り上げた時点で、本市が目指す児童発達支援センターのイメージ図が示されていました。

障害者地域総合支援協議会は、平成19年10月、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域の障害福祉のシステムづくりについて、中核的な役割を果たす

協議の場として設置されました。構成と役割については、就労相談支援部会は愛西市障害者地域生活支援センターと相談支援事業所あいさいを中心に、地域生活支援部会はグループホームの事業所や保健所職員などで、発達支援部会ではあいさいわかば、相談支援事業所あいさい、保健師を中心に、障害児に関する課題や情報交換、保育園等訪問事業などを行ってきました。この3部会、就労相談支援部会、地域生活支援部会、発達支援部会が連携を取り、現在の発達支援センターがあると考えます。特に、発達支援部会、それぞれの役割分担、発達支援センターに引き継がれている部分をお伺いします。

小項目2点目の質問です。

令和元年9月議会の時点で、相談支援体制について、社会福祉協議会、青い鳥医療療育センターに委託をしているとの回答がありました。現在の発達支援センターでも同じ体制なのか伺うのと、相談支援についての主な内容をお伺いします。

小項目3点目の質問です。

相談事業の充実を図っていきたいわけで、現在の取組として、令和元年9月議会では、社会福祉協議会の相談支援事業所は、海部地区では初めての電話相談対応を24時間365日体制で取組を行っているとの回答もありました。この体制は今も変わらないのか、お伺いします。

小項目の4点目です。

令和3年にも一般質問をさせていただきました。この年には準備室が設置され、令和4年再開という年です。このときの答弁で、具体的な取組ですが、児童発達支援、保育所等訪問支援、相談支援の基本的な3事業に加え、ペアレントトレーニングや保護者会の支援等、当事者だけではなく家族支援にも力を入れていきますとありました。特にペアレントトレーニング、保護者会の支援など家族支援について、現在の取組をお伺いします。

小項目5点目の質問です。

発達支援センターの目指すものは、中核的な療育、療育というのは後から出てきますけれども、障害のある子供さんの発達を支援する働きかけの総称、療育の支援拠点となり、地域療育機能を高め、地域社会への参加・包容、包容というのは、資料にもインクルージョンと書かれていますけど、多様性の強化、個人の尊重という言葉になるそうです。これらのことを推進することで、それにはまず足元を固めなくてはなりません。そのために庁内の担当課、例えば子育て支援課内あいさいっ子相談室、今、こども家庭センターと言われています。また、社会福祉課、地域推進課などが上げられていますが、いかに連携を深めていくかが大切です。現状の関わり方をお伺いします。

以上、総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、順次答弁をさせていただきます。

まず、小項目1点目、発達支援部会、発達支援センターとの役割はです。

愛西市障害者地域総合支援協議会発達支援部会の主な目的は、地域の障害児支援の体制整備や関係機関のネットワーク構築です。発達支援センターは、児童発達支援事業、保育所等訪問

支援事業、相談支援事業の3つの事業を実施し、障害児やその家族等を直接支援するとともに、学校、保育所等関係機関への助言・援助など地域支援を行っています。発達支援部会と発達支援センターは、お互いに連携・協力が必要なことから、発達支援センターが発達支援部会の中心となり取り組んでいます。

続いて、小項目2点目、相談支援の体制と主な内容です。

相談支援は、愛西市社会福祉協議会と青い鳥医療療育センターに委託しております。内容は、障害者の福祉に関する一般的な相談、サービス利用の支援を行う相談など、障害児・者に関する相談全般を行っています。

続いて、小項目3. 相談事業の現在の取組ですが、相談事業については、現在も365日24時間電話相談を受けられる体制を取っております。

続いて、小項目4点目、家族支援の現在の取組について。

保護者同士が話し合う時間を設定し、3か月に1回面談を行うほか、随時保護者の相談に応じています。そのほか、保護者向け研修会の開催や、子供との関わりを学ぶペアレントトレーニングも企画しています。また、発達に心配がある方を育てられている方の交流できる場所を毎月提供しています。

小項目5点目、関係課との関わりについて。

子育て支援課、健康推進課、学校教育課と定期的に連絡会を開き、ケース検討や役割の確認、情報交換、意見交換を行っています。関係課が開催する会議にも出席し、情報共有を図っています。発達支援センターに通う利用者のケース検討には、関係機関に出席を依頼し、支援方法などを共有しています。その他、就学に向けての学校見学にも同行しています。以上となります。

#### ○18番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

これまでの児童発達支援事業所あいさいわかばは、3部会ある就労相談支援部会、地域生活支援部会、発達支援部会という部会の中の発達支援部会に所属し、その一翼を担ってきました。

先ほど部長のほうから、発達支援センターが発達支援部会の中心となり取り組んでいますと心強いお答えをいただきました。発達支援センターは中核的な存在となり、以前の発達支援部会だけを担当するだけでなく、残りの2部会とも継続的な連携、一歩踏み込んだ対応が必要だと考えますが、お伺いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

発達支援部会だけでなく、障害者の就労相談支援事業を協議する就労相談支援部会、障害児・者の地域生活についての協議を行う地域生活支援部会とも継続的に連携をしており、安心して地域で生活を送れる体制整備や関係機関のネットワーク構築等を目指しています。そのためには、既存の役割にとらわれることなく、部会の一員として積極的な役割を果たしていけるように努めていきます。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

ぜひ既存の役割にとらわれることなく努めていただきたいと。

相談支援が一番大変ですが、一番大切な取組です。こうした相談事業に発達支援センターがどのように連携し協力していくのか。令和元年当時の回答として、手順としては、まずはセンターの機能周知と学校等へ出向いて行って、問題解決に向けて情報共有を進めるとありました。

現在進んでいる部分と、これから進めていく部分を伺うのと、発達支援センターの定員数、現在の児童数、職員・スタッフ数をお伺いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

まず、進んでいる部分としましては、地域の児童発達支援の中核的な役割を担うため、発達支援センター内だけの支援にとどまらず、園や学校に出向いての支援を始めています。

これから進めていく部分としましては、地域の支援者との関係づくりと、地域の支援力向上をより一層進める必要があると考えています。

児童発達支援の利用定員ですが、20名です。8月末現在の契約者数は23名です。お子さんや家族の状況に応じて、親子療育を利用される方、親子療育とお子さんのみの単独療育を併用される方、また保育園等と発達支援センターを併用される方も見えます。

発達支援センターに勤務する職員は25名、そのうち専門職は21名です。児童発達支援管理責任者のほか、保育士、児童指導員、心理士、相談支援専門員がおります。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

限られたスタッフの皆さんで、様々な相談支援に対応をするわけですが。具体的には、発達支援センターに直接来られた相談者、あるいは電話などでの問合せに対してはどのような対応になるのか、お伺いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

相談に対する対応でございますが、お子さんの様子、困り事などの情報をお伺いし、相談者の承諾が得られれば、学校等でのお子さんの様子を観察します。発達支援センターでの対応方法を検討後、相談者に観察結果やその後の対応などを返します。必要があれば、学校等への橋渡しなども行っています。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

非常に心配りの要る対応だと思います。

センターの就学前の子供たちの支援については、就学という課題があります。この段階から教育委員会などが関わると考えます。就学前の相談に関して、学校教育課としてどのように対応されているのか、お伺いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

保護者からの就学前の児童の相談があった場合、面接相談を行った後、保護者と共に園児観察、学校見学などを行います。入学前に、幼稚園・保育園・こども園・小学校連絡会において、児童の特性や集団生活での過ごし方などについて情報共有を図っております。また、入学後も配慮が必要な児童に対しては、教員が個々の特性に応じた適切な指導を行うとともに、不安を

抱える児童が安心して学校生活を送ることができる環境を整えているところでございます。以上でございます。

○18番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

児童発達支援事業所あいさいわかばの最も大きな特徴は、親子通園でした。市内に民間事業所が運営する他の児童発達支援事業所はありましたが、児童単独の通園となります。

発達支援センターでは、親子通園を引き継ぎつつ、単独通園のニーズにも対応しています。親子通園は、現在も引き継がれていますが、この特徴こそ家族支援の大切な場と考えますが、具体的な取組や御家族の声をお伺いします。また、単独通園の家族の声も併せてお伺いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

親子通園の中でも、子供の特徴を共有し、保護者の困り事に寄り添い、子供への関わり方を一緒に考え、実践しています。

発達支援センターを利用された御家族からは、初めは子供に向き合い、療育に通うことがつらかったけど、通えてよかった。子供と関わっていく中で、子供のことを知ることができた。仲間ができたというお声をいただいております。以上です。

○18番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

こうした声は励みになりますし、口コミで広がっていけば、発達支援センターが多くの方に知っていただく機会につながります。

あいさいわかばの時代から、親御さんで構成される会があると聞いていますが、ここでの相談事や子供たちの成長の話は、今後の支援に大きく活かされるものと考えます。会の皆さんとどのような接点を持って、センターの運営に生かしているのかお伺いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

保護者会交流会は毎月定期的で開催され、発達支援センター職員も出席し、情報交換を行っております。また、仲間づくりや憩いの場にもなっています。現在、発達支援センターを利用している保護者も交流しており、同じ立場の方が痛みや悩みを分かち合い、支え合うピアカウンセリングの効果もあると考えています。以上です。

○18番（竹村仁司君）

ピアカウンセリングのピアというのは、仲間同士というような意味だと思います。

家族との取組は大切な観点です。子供を取り巻く環境には様々な課題が潜んでいます。ここで取り巻く大人の環境も考えなくてはなりません。

本市も、国の社会福祉法改正により創設された重層的支援体制整備事業を本年度より検討課題として進めているはずですが、この重層的支援体制整備事業には幾つかの事業があります。その中でも包括的相談支援事業、多機関協働事業などは、発達支援センターの役割ともつながります。今後、発達支援センターに求めるものをお伺いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

発達に心配のあるお子さんを抱えながらの子育てに加え、離婚、DV、貧困、子供の特性への理解不足による虐待など、様々なケースが想定されます。複合的な課題を抱えた方に対して、発達支援センターの持つ専門性を生かし、特性に合わせた子育ての支援を行い、関係機関との連携をして課題解決していくことが重要だと考えております。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

複合的な課題に対する支援は、この発達支援センターだけではできません。先ほどの本庁内の担当課の力を借りねばなりません。

そこで、子育て支援課内、あいさいっ子相談所、こども家庭センターです。具体的に、発達支援センターと連携を取らなくてはいけない案件があった場合、過去に例があれば、併せてどのような手順で関わっていくのかお伺いします。

**○健康子ども部長（人見英樹君）**

本市では、令和6年4月からあいさいっ子相談室を名称としたこども家庭センターを設置し、市民の方の子育てに関する総合窓口として相談を受け付けています。

こども家庭センターでは、児童福祉部門と母子保健部門の連携を強化し、妊娠期から18歳までの子育て家庭を切れ目なく支援するための体制を整え、子育て家庭へのさらなる支援の充実、また虐待の予防、早期発見を目指し取り組んでいます。

こども家庭センターへの相談では、学齢期の相談件数の多くが発達や不登校の相談を占め、不登校児の中には発達障害を根底に抱えるケースが多くあります。保護者や本人からの相談があった場合、こども家庭センターの相談員が内容を伺います。発達に関する専門的支援が必要な場合は、ケース検討会の開催等により発達支援センターにつながります。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

切れ目なく支援するというのは大切なキーワードです。

次に、重層的支援体制整備事業も含めて、社会福祉課と発達支援センターとの連携は不可欠です。これまでの連携、今後具体的にどのように関わりを持っていくのか、会議体などあるのであればお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

発達支援センターの分野以外の複雑・複合的な生活課題を持つ支援者への支援として、例えば、支援者の家族が生活困窮や健康面などの課題がある場合など、重層的支援会議等において、様々な分野の関係者で情報交換や支援体制の検討を行い、連携しながら支援を行っていきます。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

重層的支援体制整備事業は走り出したばかりですので、ぜひ発達支援センターも同じ歩みで進むことをお願いします。

子育て支援という意味では、健康推進課も関りがあるのではないかと考えます。特にすくす

くひろばの個別相談などは、発達支援センターとの関わりが大きいと考えます。これまでの関わりや今後の取組などをお伺いします。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

幼児健康診査の1歳6か月児、3歳児健康診査や、発育・発達の確認及び親同士の情報交換の場であるすくすくひろばなどで発達や子育てに不安があることが確認できた場合には、個別相談に応じ、発達確認や適切な指導により幼児の発達を促すとともに、育児不安の解消を目的とした自己指導教室等の場で支援をしています。

相談等の支援をする中で発達検査を行ったほうがいい場合や療育が必要な場合、発達支援センターと連携を図ります。発達検査の状況や療育の利用状況など情報共有し、親子支援を行うとともに、必要に応じて発達支援センターの利用に関する支援を行っています。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

今、きめ細かな庁内での連携を含め、様々な関係機関との連携をお伺いしました。

発達支援センターは、今年度より新しくセンター長も替わりました。職員も2名ほど増えたようです。先ほどの庁内での各課との連携も積極的にしていただけることを期待します。

ただ、情報共有というのは、双方向から発信しなければ届きません。現在、新しい体制での取組について、特にこの部分に力を入れているというものがあればお伺いするのと、これまでに保護者による評価、職員による評価を行っていたか。行っていれば、その内容をお伺いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

現在力を入れていることは、児童発達支援の地域の中核的な役割を果たしていくことです。

評価については、ガイドラインに基づき、利用者と職員それぞれ実施しています。利用者評価では、環境、体制整備、適切な支援の提供、保護者への説明等について評価を受け、職員は業務改善、関係機関や保護者との連携、非常時の対応などについて評価を行っています。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

本市のホームページから「愛西市の子育て施策はココがポイント！」を開くと、発達支援センターが出てきます。そこでは、年齢によって相談窓口を分けている市町村が多い中、本市では年齢に関わらず御相談に応じますとあります。この年齢に関わらずというのがポイントで、どのような相談体制なのかお伺いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

相談支援事業は専門性や継続性が求められるため、子供から大人までの福祉サービスに関する相談などを受けております。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

これは一つの例といたしますか、愛媛県四国中央市に子ども若者発達支援センターという施設

があります。市の直営です。四国中央市は、本市よりもずっと規模が大きいので、そういった面での比較は無理がありますけど、この施設で行っている取組には大きな違いは感じられません。ただ、名称にもあるように、子供から若者、この若者には不登校だったり、ひきこもりだったり、そういったことが入ると思うんですが、そこまで受け入れるということです。

そこで、本市のあいさいわかばは児童発達支援事業所という名称でした。それが新たに発達支援センターという名前になり、児童という言葉が取れました。この発達支援センターという名称の経緯を伺うのと、将来的には個々の児童の成長に合わせて切れ目のない支援、幼児期、青年期といった、そういった方向性が発達支援センターの目指すものなのか、お伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

発達支援センターの名称は、子供だけでなくライフステージに合わせた相談が継続的に受けられるということで、施設の名称に児童をつけず、発達支援センターといたしました。

発達支援センターが目指すものとしては、障害の有無に関わらず、地域で生き生きと暮らすことができるようにすることです。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

今、部長の言っていたいただいた答弁が、発達支援センターのあるべき姿で、目指すものであると私も確信をいたしました。

最後に、幾つもの業務を兼務する自治体の担当者が、補助事業等の情報をフォローし、人材不足の中で支援に携わるスタッフを確保し、働きやすい環境を整え、支援の充実につなげるために、発達支援センターもかなりの財源が必要と考えます。

これはある事例ですが、子育て支援の親子教室事業が地域障害児支援体制強化事業に該当するのではと助言をいただき、持ち出し分の一部を補助金でカバーすることができたと聞きました。発達支援センターも庁内の担当課と連携を取って補助事業の情報収集をお願いします。こうした情報収集はどのようにしているのか、具体例があれば併せてお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

社会福祉課や子育て支援課などの関係課から、研修案内や補助事業などの情報提供を受けています。補助事業でいきますと、子育て支援課から児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の情報提供を受け、補助事業の一つである地域障害児支援体制強化事業に補助金の申請を行っております。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

今回の一般質問で、発達支援の中心として発達支援センターが発展することを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（近藤 武君）**

18番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時20分といたします。

午前10時08分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位10番の5番・真野和久議員の質問を許します。

真野和久議員。

○5番（真野和久君）

それでは、一般質問を始めたいと思います。

今回は1つ目として、学校統廃合及び老朽化対策について、それから2つ目として、愛西市水道の防災対策、災害対応についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、学校統廃合及び老朽化対策について質問をします。

今年3月に愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画（第Ⅰ期：令和6年度から令和13年度）の計画が教育委員会によって決められ、1. 佐屋小学校の老朽化対策、2. 立田中の佐屋中への統合（A中学校）、3. 八開中の佐織中への統合（B中学校）の3つの準備委員会の設置が決まりました。

現在、この準備委員会に対する公募の募集が行われていますが、公募については6月24日から募集をしていましたが、定員に達せず、8月15日から昨日の9月5日まで再募集を行っています。

まず最初に準備委員会について、第Ⅰ期計画は令和6年度から13年度となっていますが、それぞれの準備委員会の開始時期、また期間の予定をお尋ねします。

そして、先ほど申し上げましたが、公募委員の再募集を現在行っていました。応募の状況、また再募集をかけなければいけなくなった、集まらない原因はどのような原因なのかについてお尋ねします。また、それぞれの委員会の検討内容、方法についてお尋ねします。

さらに、佐屋小学校の老朽化対策に関する準備委員会についてお尋ねをします。この準備委員会の今後の展開も含めて、佐屋小学校の老朽化対策については、今早急に行う必要がありますが、準備委員会を含めた調査、委員会での検討・審議、そして工事、開校までの今後のスケジュールについてお尋ねをしたいと思います。

大項目の2つ目として、愛西市水道の防災対策、災害対応についてであります。

2024年、今年1月1日に最大震度7の能登半島地震が起きました。能登半島北部を中心に特に大きな被害があり、今も多くの被災者が苦労をされている状況です。

また、8月8日には九州の日向灘沖でマグニチュード7.1の地震が起き、これが南海トラフとの関係性が強く、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報が出されました。この注意情報は3月15日に終了しましたが、この時期には小売店からペットボトルの水が売り切れてしまうなど、市民の関心も高まっています。また、台風10号の接近もあり、こうした災害に対する関心、不安は今大きくなっているのが現状ではないでしょうか。

南海トラフの注意情報が出ても、すぐにこの地震が起きるというわけではありませんが、逆に一方で、いつでもこの南海トラフ地震が起きる可能性があることを実感するような出来事だ

ったのではないのでしょうか。愛西市として、いつでも大きな被害をもたらす地震や風水害に備えて、自治体としてでき得る限りの対策を取ることが必要です。

今回は、愛西市水道の防災対策、災害対応について順次伺います。

1月1日に起きた能登半島地震に際しては、災害支援として愛西市の消防や水道などの職員が派遣されました。今回、この水道事業について、被災地域への支援の内容と、そしてそこから得た教訓についてお尋ねをしたいと思います。

そして2つ目として、水道施設の耐震対策です。愛西市水道の水道施設や水道管の耐震化の状況が、現在どうなっているかについてお尋ねをいたします。

3点目として、災害時の給水支援について、災害時の市民への給水支援、どのようなものがあり、また具体的にどのように行われるのかについてお尋ねをします。

以上、最初の質問といたします。答弁をよろしく願いいたします。

### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目1点目、学校統廃合及び老朽化対策についてに係る準備委員会の開始並びに予定について御答弁させていただきます。

第I期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画の具体的施策のうち、佐屋小学校の老朽化対策準備委員会は、令和6年9月18日に第1回を開催し、令和6年度中に計3回予定しております。現在の佐屋中学校の場所に、現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置する準備委員会は、令和6年9月25日に第1回を開催し、令和6年度中に計2回予定しております。現在の佐織西中学校の場所に、現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置する準備委員会は、令和6年10月2日に第1回を開催し、令和6年度中に計2回予定しております。

続きまして、公募委員の募集状況、再募集原因の分析についてでございますが、公募委員の募集について、令和6年6月24日から7月14日までの間に計12人募集いたしました。佐屋小学校老朽化対策準備委員会については、未就学児保護者2人及び佐屋小学校区2人、計4人の公募に対して、未就学児保護者お一人の応募がありました。現在の佐屋中学校の場所に、現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置する準備委員会については、佐屋中学校区2人及び立田中学校区2人、計4人の公募に対して、佐屋中学校区お一人及び立田中学校区3人の応募がありました。現在の佐織西中学校の場所に、現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置する準備委員会については、佐織西中学校区2人及び八開中学校区2人、計4人の公募に対して、佐織西中学校区1人の応募がありました。令和6年7月25日の準備委員会公募委員選考審査会において、計5人選任したところでございます。

公募委員が募集人数に満たなかった原因につきましては、他の審議会等と比較して、準備委員会のほかに検討部会を実施することによる審議・協議日数の多さや、令和8年3月までとする委員の任期中に校舎等の完成に関われない等によると考えております。教育委員会としては、本市で育つ子供たちへの教育環境にとって望ましい学校の在り方を協議していただくために、

準備委員会には多くの方に御参加いただきたいと考えております。

続きまして、準備委員会における検討内容及び方法についてですが、佐屋小学校の老朽化対策準備委員会では、安全性や学習活動への適応性など、施設が保有すべき機能、将来の児童数などを基に、教室数、駐輪場など必要となる規模及び整備後の全体イメージなどについて協議していただきたいと考えております。現在の佐屋中学校の場所に、現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置する及び現在の佐織西中学校の場所に現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置する準備委員会では、安全性や学習活動への適応性など、施設が保有すべき機能、将来の生徒数などを基に、教室数、駐輪場など必要となる規模及び整備後の全体イメージなどについて協議していただきたいと考えております。

なお、スクールバス通学、自転車通学の安全確保及び事前交流など、学校再編に伴い必要となる事項につきましては、優先的に協議を進めます。

また、準備委員会の下部組織として検討部会を設置し、学校施設、通学路などに関することや地域課題に関すること、教育計画、学校運営等に関することについて、細部にわたり検討・協議を進めたいと考えております。

続きまして、佐屋小学校老朽化対策の今後のスケジュールについてですが、佐屋小学校の老朽化対策は、現在、健全度調査を実施しています。調査結果に基づき、準備委員会の協議内容を踏まえて、教育委員会で老朽化対策の方向性を決定したいと考えております。

また、老朽化対策を実施するに当たり、文部科学省が所管する交付金の活用を第一に考えます。交付金の活用に当たりましては、健全度調査の結果も含め、県教育委員会による耐力度調査の内容聴取が必要になります。耐力度調査の内容聴取は、例年10月末から翌年2月末までに実施されることを踏まえ、老朽化対策の方向性は今年度内に判断したいと考えております。

なお、開校等の時期等につきましては、現段階ではお答えできません。以上でございます。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

私からは、大項目2点目の愛西市水道の防災対策、災害対応について御答弁させていただきます。

最初に、能登半島地震地域への支援の内容と得た教訓につきまして、愛西市の能登半島地震応援派遣のうち、本市水道事業は、所有する容量2,000リットルの給水車を運転して、移動日も含め令和6年1月20日から30日までの11日間、石川県七尾市において応急給水活動を行ってまいりました。活動内容は、給水車を用いて、被災を受けていない水道施設から給水車へ水を補充し、離れた避難所や応急給水拠点まで運搬します。そして、給水車の水栓から被災者が持参するポリタンクや給水袋にて水を配付したり、応急給水拠点に設置された1,000リットルの仮設水槽へ水を補っていくなどの作業でございました。

今回の活動を通じ、そこから得た教訓といたしましては、水道施設などのハード面と、備えとしてのソフト面、双方の充実が必要であると考えます。ハード面は、水道施設において、震災初期における水の確保や、後の速やかな復旧を行っていくという水の流れの順序を考えます

と、基幹的な役割を果たします浄水施設、配水池及び口径100ミリメートル以上の基幹管路を優先に、耐震化を見据えた更新を進めていくことが重要であると考えます。ソフト面では、今回の活動において、給水拠点に組立て式の仮設水槽が設けられているところに、給水車にて活動する応援水道事業者側も効率よく仮設水槽のみで補水作業を行うことができ、被災者側も自由な時間に、あまり待ち時間を要することなく水を受けることができたことは、とても参考になりました。

今回、能登半島地震では4か月余りの断水が続き、改めて水の重要性を見直す機会となり、防災担当部署及び近隣水道事業者と情報共有を図っております。今後も関係機関と連携を図りながら、地震対策の備えに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、水道施設、水道管の耐震化の状況についてでございます。

市内の佐屋・立田地区、弥富市及び飛島村は、海部南部水道企業団が管轄しております。本市水道事業の八開・佐織地区における水道施設の耐震化状況は、令和4年度実績で、ろ過するための浄水施設は、1日当たりの全処理能力に対し、耐震化されている能力は19.1%、水を貯水するための配水池では、全ての配水池の容量に対し、耐震化されている容量は97.4%でございます。水道管の耐震化状況については、令和4年度実績で口径100ミリメートル以上の基幹管路で28.3%、管路全体では8.1%でございます。

続きまして、災害時の市民への給水支援の内容についてでございます。

八開・佐織地区の21か所の指定避難所のうち、県営水道管路に付随する応援給水支援設備が近傍にある佐織公民館、佐織中学校、佐織総合福祉センター、佐織体育館、佐織総合運動場、八開支所及び八開中学校において、各給水ポイントから消火栓用ホースで延長し、避難所敷地内に給水栓を設置し、応急給水活動を行ってまいります。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、順番に再質問を行っていきます。

まず最初に、準備委員会全般について質問を行います。

公募委員の状況としては、12名の中で、最初の公募では5人ということでした。再募集は昨日で一応締め切られている状況ですが、その状況についてどうなっているかお尋ねします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

8月15日から9月15日までの間に再募集をしましたところ、各委員会それぞれでお一人、計3人の応募がありました。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

3人というと、結局、現状でいうと12分の8となりますけれども、これはまた引き続き再募集などは行うのでしょうか。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

教育委員会といたしましては、準備委員会には多くの方に御参加いただきたいと考えております。そのことから、再募集を行うことを考えているところでございます。以上でございます。

○5番（真野和久君）

現状で12分の8という中で、先ほどのなかなか委員が集まらない状況の話もされましたが、例えば特に八開中と佐織中の準備委員会については、やはり統合に対する地域のいろんな思いもあると思いますので、反対だと、そういったところでいうと、そういったことも踏まえて対応を考えていってほしいと思いますし、枠組みが決まってしまった中で、まだまだ住民の皆さんに納得されていないところは、やはり教育委員会としても考えていただきたいというふうに思います。

もう一つ、この準備委員会について、先ほど公募委員の任期は2年というふうに言われましたが、これは多分、準備委員会は開校までやられるというような話も伺いました。そうなってくると、当然2年では全く時期的にも合わないということで、これはほかの委員、学識者、自治会代表者、学校評議員、保護者、学校長などの委員の任期も2年なんですか。

○教育部長（佐藤博之君）

準備委員会は、各施策が完了するまでの間に設置することを考えております。委員の負担を考慮いたしまして、任期は2年間、令和8年3月31日までとしております。

なお、総代やPTA関係者などにつきましては、その職に就いているまでの間の任期と考えております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

基本的に2年で、また役職者に関しては任期中という部分になってきますと、やはり2年に一遍交代していくような状況になっていくと思うんですね。そうなってくると、ある意味、これまで審議された内容がまたまたリセットされてしまうような状況とか、新たに任期交代して入ってきた委員の方々は、それまでの議論の状況について十分に理解できるかどうか非常に問題だというふうに思うんですけれども、そうした点に対する考えというのはどういうふうになっていますか。

○教育部長（佐藤博之君）

各準備委員会は、教育委員会からの諮問により検討・協議をお願いし、委員任期満了時において教育委員会に答申していただくことを考えております。委員交代時におきまして、第1次答申としての取りまとめ結果内容や議事結果内容を御説明させていただきたいと考えております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

ということは、大体任期2年のところで答申を出して、また次に引き継いでという形でやるということですね。

ただ、やはりなかなか長丁場になってくるので、そういった点では非常に大変だとは思いますが、そうした点も含めてしっかりと対応するべきだというふうに思います。

それでは、もう一つ、佐屋小学校の老朽化対策について、先ほど開校はいつになるか分からないということでありましたが、今年、今現在健全度調査をやっていて、あと県の教育委員会の内容聴取という話がありました。ということは、いわゆる健全度調査は多分早急にすぐで

も出るという状況で、今年度の県教委の内容聴取に間に合わせるということで大丈夫なのでしょうか。

○教育部長（佐藤博之君）

健全度調査の結果については、今現時点においてはまだ教育委員会に御提出はしていただいております。ただ、私どもといたしまして、教育委員会といたしましては、今年中には計画をさせていただいております、耐力度調査の内容聴取が翌年2月末までに実施されるということも県教育委員会に確認しておりますので、その点は十分配慮させていただいて、今現時点においては年度内に判断したいと考えているところでございます。以上でございます。

○5番（真野和久君）

ということは、基本的に調査結果を踏まえて、今年度中に県の内容聴取についてもやり切るという方向で調整が進んでいるということによろしいですね。

○教育部長（佐藤博之君）

教育委員会としてはそのように考えております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

それでは、2点目の愛西市水道の防災対策及び災害対応についてお尋ねをしたいというふうに思います。

最初に、水道管の耐震化対策についてであります。

水道施設の耐震能力が20%を切ってしまうとか、貯水池が100%に満たないというような状況がありますけれども、それはちょっと時間の関係で、今回は耐震化についてだけ質問しますけれども、令和3年3月に出了た愛西市水道事業経営戦略にあります水道管の更新計画では、先ほどの令和4年度の状況の中で、いわゆる導水管、送水管、100ミリ以上が35メートルの14.6%、配水本管、これも100ミリ以上ですが、2万109メートルで29.4%、それから配水支管、75ミリ以下の細い管ですけれども、これが1万2,944メートルで8.3%が耐震化できている計画だと。要は、先ほどの基幹管路全体でいうと29.3%、管路全体で14.7%が令和4年度までに計画されていた状況であります、それと比べるとやはり大きく進んでいないというような状況ではないかというふうに思います。ということではありますが、その水道管の耐震化が計画よりも遅れている理由について、まずお尋ねします。

○上下水道部長（山田英穂君）

本市水道事業の耐震化が遅れている理由につきましては、現在、主に市街地を中心に公共下水道事業の整備を進めている中で、下水道工事により水道管移設の必要が生じており、併せて管路の布設替えを行っている状況でございます。したがって、下水道との同調工事により経費を抑えるメリットはありますが、40ミリメートル以下の細い管路は耐震構造でない上に、移設対象となることもあり、基幹管路及び管路全体の耐震化率が向上しづらい傾向にございます。

また、建設改良費に投資できる財源に限りがあることも要因の一つと考えております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

40ミリ以下の細い管路に関しては、下水道工事との関係で比較的進めることが容易だとは思いますが、一方で逆に、そこでお金が使われて、先ほど能登地震の教訓でもありました基幹管路のほうが進まない状況というのは、やはり非常に大きな問題だというふうに思います。建設改良費に投資できる財源にも限りがあるというような話がありましたが、こうした建設改良費に投資できる財源に限りがあるという中で、資金調達の方法、または国・県からの補助金、交付金などの状況について改めてお尋ねします。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

浄水場や管路更新等の建設改良費の財源となる資金調達方法としては、企業債が主なものとなります。

国・県からの補助交付金に関しては、生活基盤施設等耐震化交付金の補助制度がありますが、国の考え方は、料金収入による水道施設整備を基本としており、高額な水道使用料金になる団体に対し補助を行うという考えに基づいております。

本市水道事業は、県下でも水道料金が高い水準にあります。国の交付金採択基準から見た場合、経営状況は悪化しているとは認められないため、補助が受けられないということになります。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

いわゆる水道管路耐震化事業に係る地方財政措置という話の中では、確かにいわゆる財政が逼迫していて、水道料金の高いところには適用されないというような事業もありますけれども、一方で、管路に関する財政措置として、更新率の基準に基づいたものがあると思うんですけれども、いわゆる管路更新率が基準更新率を上回る割合に乗じて算出した上積み事業費の4分の1を一般会計からの支出の対象とするという、いわゆる一般会計で借りて、水道会計のほうへ貸し出すみたいな状況で、その代わり元利償還金の2分の1は交付税措置しますよというようなものもあるんですけれども、これに関しては、この料金水準は関係ないのではないのでしょうか。ということで、財源確保のために利用できないかについて確認をしたいと思います。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

この地方財政措置は、令和5年度までから10年度まで延長されており、概要については国庫補助事業が対象であり、その上積み事業費分に対して行われるものがございます。

よって、本市水道事業は補助事業を行っていないため、この財政措置を利用する考えには至っておりません。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

いわゆるそういうところでいくと、例えば国庫補助事業の利用とか、またそういったことができないのかどうか。さらに、またこれが使えないかどうか、使えるかどうかについて国に対して確認をしたかどうかについてお尋ねします。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

補助要件緩和に関してでございますが、本市といたしましては、西尾張ブロック九市市長会議を通じ、直近では令和元年度と4年度に要望活動を行っている状況でございます。以上です。

○5番（真野和久君）

それは、いわゆる水道の補助に対して、国に対する要請を9市でやっているということですよ。先ほどの質問としては、実際に本当に利用できないのか、国のほうにも確認したかどうかについてはどうなのか、ちょっとお願いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

本市水道事業といたしましては、直接国のほうには確認を取ってございません。以上です。

○5番（真野和久君）

ぜひもう一度、本当に使えないのかどうか確認をしていただきたいと同時に、先ほども答弁がありました。近隣9市で国に対して要請をされていることに対しては、ぜひ実現のために頑張ってくださいというふうに思います。

それでは次に、災害時の給水支援についてお尋ねをしたいというふうに思います。

先回の原議員の質問にもありましたが、県水管の管路上の給水ポイントの状況についてまずお尋ねします。

○上下水道部長（山田英穂君）

本市水道事業の給水区域内に布設されております県営水道の管路は、稲沢市内から本市の主に鶉多須町、二子町、町方町、諏訪町、小津町、北河田町、南河田町及び古瀬町地内を経由するルートで布設されております。また、比較的規模の大きな避難所も、このルート上に集中していることから、現在の給水ポイントの場所を定めているところでございます。

佐織地区ですと、規模の大きな市街地である勝幡町の辺りについては、県水管路が布設されていないため、給水ポイントを設けておりません。代替するものとして、勝幡町から南方にございます諸桑町の旧衛生組合跡地の近傍に、県営水道の広域調整池が設置されております。緊急時には水が確保されている状況となり、ここから給水車により運搬が可能となっております。

なお、県営水道管路が被災している場合においては、本市水道事業の配水池または県営水道の広域調整池にて給水車へ補水し、各避難所へ運搬・給水を行うこととなります。以上です。

○5番（真野和久君）

一番最初の質問では、災害時の対応として2か所の給水ポイントという話がありました。当然給水車を使って愛西市内、八開・佐織地区に対してやっていくことは多分当然あると思いますが、そういった中で、この給水ポイントについて、先ほど説明もありましたけれども、実際給水ポイントになっているのは、佐織地区でいくと、いわゆる佐織中学校の辺り、それからあとは八開中と八開支所の辺りの2か所にポイントが集中している状況になっているというふうに思います。当然、その他は給水車によって給水を待つというような状況になってはいますが、そうした状況というのはやはり非常に危ういので、やはり地域の皆さん、地域の方が給水に行けるようなところをできるだけ増やしていくことが非常に重要だと思います。その点で、県水が災害時にも稼働している場合に、県水の管路上の給水ポイントについて、先ほど町方町とかいう話もずっと管路がありますけれども、そうしたところに給水ポイントの増設とか、いわゆる分散・再配置の考え方があるかどうかについてお尋ねします。

○上下水道部長（山田英穂君）

県水管路の布設経路により、給水区域内に広く給水ポイントを分散配置することは不可能な状況となっております。給水ポイントの増設については、県水管路付近に新たな避難場所、医療施設及び福祉施設等が設置または指定される場合に限り、増設は可能となります。以上でございます。

○5番（真野和久君）

そうすると、そういった施設の近く、今の管路上には現状以外にないということですか。

○上下水道部長（山田英穂君）

そのとおりでございます。

○5番（真野和久君）

町方町でいくと、例えば町方コミュニティとか、一応避難所としての位置づけもありますけれども、そういったところはやはり難しいということですね。

○上下水道部長（山田英穂君）

先ほども申し上げましたが、増設に関しては、やはり避難所等の指定、設置がされた場合に限りということになりますもので、配置を分散するということは不可能と考えております。以上です。

○5番（真野和久君）

一応現状でも一応避難所にはなっていると思うんですが、その点についてはもう一度ちょっと確認して、また答弁をお願いしたいというふうに思います。

その次に、そういった分散配置ができないのであれば、弥富市や、あと津島市などでは、いわゆる耐震性の貯水槽を分散配置しています、現在。要は、日常的にはタンクの中で水道水を循環させておいて、こういった大規模地震や何かのときに水道が使えなくなった場合には、いわゆる供給と配水を遮断して、それでいわゆるポンプとして、給水基地として利用できるというものですが、そうしたものがやはりあると、非常に分散配置で地域の皆さんも安心できると思うんですけれども、本市でもこうした対策を取れないのかどうかについてお尋ねします。

○企画政策部長（西川 稔君）

市では、飲料水として500ミリリットルのペットボトル17万880本を避難所等施設に備蓄しており、飲料水を兼用する耐震性貯水槽については計画はしておりません。以上でございます。

○5番（真野和久君）

ペットボトル17万880本で、確かに数としてたくさん備蓄をしているのは分かるんですけれども、それだけでは、いわゆる500ミリリットルペットボトルですので、それを1日1人、大体消費量2リットルと考えられます。換算すると4本使うんですよね。それを考えると、大体4万2,720人分というふうになります。となってくると、これはいわゆる避難されている方だけではなくて、一般の避難されていない市民の皆さん全体、今愛西市人口6万772人ですから、その点を考えてもとても足りないというふうに思います。だから、ペットボトルでこれだけ蓄えているから十分だという話にはとてもならないと思うんですけれども、その点についてはど

う考えますか。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

水の備蓄につきましては、避難所へ避難される想定人数約9,000人のうち、家庭備蓄をしていない想定人数約5,400人が1日2リットルで3日間賄うための数を備蓄目標としておりますが、現在はそれを上回る備蓄量となっております。以上です。

**○5番（真野和久君）**

非常食のという点でも話をしましたが、5,400人というのは、備蓄をしていない人が5,400人で、それだけしか避難しないという話では決してないということは、やはりしっかりと想定しておくべきだというふうに思います。前にも言いましたが、やはり家が倒壊などをすれば、当然備蓄していたとしてもそれは意味がありません。結局は避難所に行かなきゃならないということになりますので、そうしたことを考えても、やはり決して十分ではないということを考えていただきたいというふうに思います。

そして、県水が震災で機能しなければ給水ポイントは利用できませんし、先ほど言いましたようにペットボトルの水も十分足りるとは言えないです。給水車1台だけでも地域を回るのがとても大変なので、やはり耐震貯水槽は必要ではないかというふうに思いますけれども、その点についてどうでしょうか。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

備蓄するペットボトルの飲料水は、目標を上回る量を備蓄していることから、まずは避難所等へ必要とする量を配ってまいります。また、各家庭での備蓄を引き続き啓発するとともに、地域での備蓄を進めていただくよう、今年度から自主防災組織育成補助金の補助対象を拡大し、単独自主防災会でも飲料水の備蓄を可能としております。

まずは家庭、地域、行政がそれぞれ備蓄することで、発災後数日間の初動の時期を乗り切れることが重要だと考えております。以上です。

**○5番（真野和久君）**

当然そうしたことは大事なことでありますが、やはり地方公共団体として、自治体として、安心してしっかり対応できるような施設を整備していくことは非常に大事だと思います。実際、弥富市に続いて津島市も耐震貯水槽を今計画的に設置をしているような状況であります。ぜひとも愛西市においてもそうした対応を検討していただきたいというふうに思います。

最後に、能登半島地震の教訓にありました仮設水槽、非常に評価されていましたが、これは現在愛西市にはどのぐらいあるのかについてお尋ねします。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

まず、県水管路の給水ポイントから距離があり、ホースを延長できないところについて2か所ございますので、そこに水槽を配置しているところでございます。

県水管路が被災している場合においては、能登半島地震応援派遣で体験した組立て式の仮設水槽が有効な手段の1つでございます。水道事業経営の観点から、防災対策に関して、営業活動の範囲を超え、全てを水道事業側で賄えるものではないため、このような資材・機材の配備

については防災対策部署と連携していく必要があると考えております。以上です。

○5番（真野和久君）

最後に、ぜひ仮設水槽、少なくとも小学校とかコミュニティぐらいには配置できるようにお願いをします。

実際、水については、1人1日2リットルから3リットルの水が必要です。そういう点で、さっきの2リットルとかそういう話は、まさに飲料水とか調理用の水だけであって、いわゆる洗濯などの生活水は入っていません。そういう点でいうと、やはりそういったことも含めた水をどうやって確保するかということが非常に重要で、現状でいうと全く不十分です。もっと、やはり震災対策について市が責任を持ってやるんだという範囲をしっかりと拡大して定めて、対策を行っていただけるよう要望いたしまして、私の質問といたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

5番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位11番の7番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

今日は子供のスマホ依存症のこと、そして2つ目は、7月の最初に能登半島全域の現状を見てきたので、自分の目で見たことを基に大震災への備えについて、そして最後に身寄りのない高齢者のみの世帯がさらに増えるという国からの報道もあります。その増える高齢者のみ世帯に備える後見人制度について質問をさせていただきたいと思います。

画面のほうをちょっと見ていただきたいと思います。昨日、教育部局のほうにお伺いして、スマホ依存症ということがまだ教育部局で知れ渡っていないということも知りました。ですので、少し私の説明が多くなりますが、お聞きいただきたいと思います。

スマホが脳の発達に影響し、アルコールなどと同様、依存症の疾病を招くということは皆さん御存じでしょうか。学校でIT教育を進めているんだから、スマホ依存なんて気にすることではないとお思いの方もいると思います。私も最初は、スマホ依存が疾病であるなんて大げさなと思っていました。

こちらのほうを御覧いただきたいのですが、2019年にWHO（世界保健機構）がゲーム障害という名前で依存症として疾病認定をしております。また、厚生労働省のほうでも、スマホ依存の対策としてゲーム依存症対策関係者連絡会議が開かれている、そんなことも知りました。

そして、左のほうですが、依存というのは、楽しみが依存に変わり、やめられなくなるとい

うことです。その結果、日中が逆転し、外に出られない、暴力的になるなどの症状となります。不登校、ひきこもりの子供にも、こうしたスマホ、ネット依存が多いのが現実であります。

これは日本小児科医会、日本医師会のポスターです。寝不足、視力・体力低下、コミュニケーション力低下、SNSによるいじめの問題があるということは、これは皆さん御存じだと思いますが、この左の下のほうのこちらですね、脳にダメージがあるとか学力が低下する、そんなことはまだまだ皆さん御存じでないのではないのでしょうか。

2023年の3月には、NHKの「きょうの健康」や「クローズアップ現代」でもスマホ依存に注意の番組があって、脳の中で理性をつかさどる前頭前野の働きが低下し、アルコール依存やギャンブル障害と同様の状態となり、重くなると本人の意思だけでは抜け出るのが難しくなる、そんなことが、日本でいち早くスマホ依存外来を立ち上げた多くのケース、子供たちや保護者と向き合ってきた専門医がお話をしていました。

最近では中日新聞、皆さんお取りの方が多いたと思いますが、8月13日の中日新聞の生活欄にも大きな記事が載りました。「スマホが招く負の循環」という脳への影響のことを扱った記事でした。こういった記事や情報を自分自身受け止めるに当たって、この長い夏休み、暑いから外に出ている子供はほとんどいませんでした。こういった子供たちが家の中でどんな生活を送っていたんだろう。ゲーム依存に陥ってしまっている子供というのが大変増えているのではないかと私は大変心配に思っています。

こちらが自分でつくった図なんですけれども、脳への影響について図にしてみました。

楽しいことや幸せを感じるとドーパミンというホルモンが私たち出ます。ところが、ゲームは刺激が強く、多量のドーパミンが放出され、そしてゲームをやめると普通は普通の量に減少するわけですが、あまりにも強いゲームの刺激を受けて、その普通のドーパミンの量では満足がいかず、ストレスやイライラを感じ、またゲームがしたくなる、それが依存症です。アルコールも切れると飲みたくなる、たばこも切れると飲みたくなる、それと同じことがこのゲームで起きている。スマホで起きている。スマホのゲームなんてとても魅力的です。うまくやりたい、やりたいと思えるようなテクニックがいっぱいこのゲームの中に含まれているわけです。

そして、これらのことは文部科学省ももう既に警鐘を鳴らしています。こういった知らなかったでは済まされないということで、同じようにネット被害とかコミュニケーション力とかSNSの被害のこと、これも書かれています。この一番左上のネット依存です。依存という言葉が使われています。こういったことで様々な問題が起きている、日常生活に支障ができてい、やめられないというほど依存している。そんなことが文部科学省の中でも問題になってきているのが現状であります。

こういったデータ等を示させていただきましたが、愛西市において、このゲーム依存症、ネット依存症、こういったものは課題であるとの認識をお持ちなのか、まずはお尋ねをしたいと思います。

そして次に、大震災についての備えについてです。

この写真は震災が起きたばかりのときの写真じゃありません。半年たった7月1日、2日、

3日に行って、私自身が撮ってきた写真であります。幸い建築とかまちづくりの専門家の方に同行させていただきながら回りました。地域の方々にお話を伺いながら回りました。

そんな中で印象的だったのは、元旦で大変でしたねと言ったら、元旦だったからよかったんだという、そんな声が返ってきました。若い人たちが戻ってきていた。だからお年寄りの命が救われた。そんな声をたくさん伺ってきました。

この写真を少し紹介しますが、これは輪島の火事、よくテレビで御覧になったと思います。全く同じ状況、復興がされていない状況であります。そして津波や揺れ、液状化で崩れた家、半年たってもこのままです。

先ほど真野議員から質問もありましたが、潰れたら、ほとんど潰れているんですよ。お水もへったくれもないんですよ。家にあるものなんて一切取り出せないような状況になるわけです。

こんな状況ですね。瓦礫を横によけて、辛うじて道路が通れるようにしている。これが半年後の姿。

そして、家のほうを見てください。修理がされていない。台風が来たらどうするんだろうと思いつつ、こういった景色を見てきました。

そして、玄関先にはこういった地震直後に職員の方が貼った危険の赤紙、黄色の注意の紙が貼ってありました。この危険の紙が貼ってあるところなんです、何ともなっていないんですよ。理由が書いてあるんです、紙に。そうすると、隣の家がもたれかかって壊れそうなので、危険の紙が貼ってある。こういったおうちでは自分の家が住めるにもかかわらず住めない。そういった復興において、本当にこの地域の力というのがとても重要だなというふうに思いました。

そして、県道とか大きな道路は整備されています。でも、地域の力で何とかしなきゃいけない市道とかそういったところでは、こういった割れたままの道路もたくさんありました。

愛西市のために何らかの施策を考えようと自分自身行ったわけなんです、初日はもう胸がいっぱいで、何も考えることができなかつたのが現状でありました。

私は東日本の震災のときにも震災直後に2回ぐらいレンタカーを借りて自分の足で回り、そして被災者の方々の声を聞くということをしてきましたが、東日本ではトラックがたくさん行き交いました。直後でもトラックがたくさん行き交いました。

でも、能登へ行きましたら、ほとんどトラックと行き交うことがなかった。復興が進んでいない、取り残されているということをつくづく感じたわけです。この後、私が感じた意見、提案等は後で述べさせていただきますが、まずは市全体として、この能登から何を学び、どう施策に反映しているのか、お伺いをしたいと思います。

そして、最後3つ目です。

身寄りのない高齢者の方が劇的に増えるということで、判断能力が低下した高齢者には後見人制度があって、愛西市でも権利擁護センターがスタートしています。しかし、後見人で何もかもできるわけではなく、原則、身上配慮とか財産管理のみが後見人の仕事となってまいります。

しかし、この高齢者の方々から間違った情報が私のほうに届きます。認知になったらお金も

かからず、死んだ後までこの愛西市の権利擁護センターが面倒を見てくれるんだ。そんなことをおっしゃる方がお年寄りに結構いらっしゃるんですよ。正確な情報が伝わっていないなということをつくづく感じているわけですが、今市が進めている後見人制度は、どのような人が利用でき、お金もかかるわけです。それが全く伝わっていない。そういった費用がどれくらい後見人制度を使うとかかるのか。この際、クローバーテレビを見ていらっしゃる方もいらっしゃると思うので、ぜひその点の説明をいただきたいと思います。答弁のほう、よろしく願いいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目1点目、子供のスマホ依存の現状と対策に係る教育委員会としてのゲーム依存、ネット依存の課題認識について御答弁させていただきます。

文部科学省においては、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達の段階に応じた体系的な情報モラル教育を推進しております。各小・中学校が取り組む情報モラル教室では、SNSの危険性やトラブル対処法、適切な付き合い方、依存防止等を指導しております。なお、ゲーム依存、ネット依存による脳への影響に係る内容は含んでおりません。

教育委員会といたしましては、今後も国や県の動向を注視してまいります。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

健康子ども部としましては、ゲーム依存、ネット依存については、依存が疑われる方が増加しているという実態や、ゲーム依存症は他の依存症と同様に抜け出すことが困難になることから、その治療や予防対策等に取り組むことが社会全体に求められていると認識しています。

特に、脳の成長発達の途中である子供たちの心と体にもたらす影響は大変心配されているところではありますが、その問題は徐々に知られ始めてはいるものの、その本質と危険性についてはまだ多くの方が認識できていない状況です。ゲーム依存症などに関する正しい知識、理解の促進を図るとともに、国をはじめ関係諸機関や他自治体の取組などにも注視してまいります。

私からは以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目2点目、能登の震災から得た教訓と対策に係る能登の震災から何を学び、施策に反映させているのかについて御答弁をさせていただきます。

本市は愛知県の最西端に位置し、木曾川、長良川を隔てて岐阜県や三重県と接しており、地盤は軟弱で、ほぼ全域がゼロメートル地帯に属しています。そのため、大地震時には地盤の亀裂、沈下、液状化等の地盤破壊が発生する可能性が高く、津波浸水の被害も懸念されております。また、台風や豪雨の発生時には、洪水、高潮等による被害が懸念されております。

こうした災害に対する地理的による脆弱性から、本市では、東日本大震災をはじめ各地で発生した大地震やスーパー台風、近年発生している線状降水帯の発生による豪雨災害などを踏まえ、本市において起こり得る被害を想定した防災・減災対策や自助・共助の取組の推進に取り組んでまいりました。

今回の令和6年能登半島地震では、地震による建物の倒壊、被害に加え、市街地の火災による複合火災が各地で発生するほか、津波による浸水、さらには複数の県にわたる広い範囲で液状化による被害が発生しました。また、被災地が山がちな半島であり、三方を海に囲まれるなど地理的に制約がある中で、奥能登へのアクセスルートが遮断されたことにより、奥能登全体が孤立状態になったことが復旧が遅れた要因の一つと考えられます。

能登半島と本市では地理的な条件が大きく異なりますが、その中で今回の地震による教訓と施策の推進について、まずは道路、上下水道などのインフラの面から申し上げます。

道路事業について、市では緊急輸送道路、補完道路の整備を進めています。また、一宮西港道路や日光川右岸堤防災害道路、木曾川・長良川への新架橋建設等の早期着工・早期完成について、国や県に要望を行っております。水道事業については、令和6年度から浄水場の更新と事業に係る基本設計業務を進めておりますが、その中で耐震化や浸水対策について、自己水源である井戸水の在り方を含め検討を行ってまいります。下水事業については、農業集落排水事業の管路の耐震化対策として、液状化による既存マンホールの浮き上がりを抑制する工法について情報収集に努めております。

次に、能登半島地震では、災害時における避難所機能の課題も明らかになりました。特に、上下水道が損害を受け、生活用水の確保が困難となったという事例が見受けられましたことから、市では毎年度計画的に備蓄を進めてきたトイレ凝固剤について、震災後、計画量を上回る数を購入し、計画の進捗を図りました。また、トイレ凝固剤が家庭での備蓄品リストに上がっていなかったことから、防災メール等を通じて備蓄するよう周知を行いました。女性避難者への配慮についても課題となり、市では生理用品を昼用と夜用、それぞれ備蓄しております。

市としては、今後、水を使わずに調理できるアルファ米の導入など備蓄品目の多様化を図るほか、避難の長期化に備えたマットの避難所備品の備蓄も検討しております。さらに、地域においても備蓄を進めていただくよう、自主防災組織育成補助金の補助対象を拡大し、トイレ凝固剤や生理用品などを新たに補助対象に加え、対象経費に占める備蓄食料の割合を拡大するほか、連合会のみ補助対象としていた備蓄食料を単独自主防災会でも購入できるよう見直しをしました。

次に、火災による被害については、地震の影響により断水したことで消火栓が使用できなかったことなどが消火が遅れた要因とされております。地域の自主防災訓練で行っている初期消火や応急手当訓練の重要性は増していると考えており、こうした訓練の必要性について、引き続き訓練をサポートする際や出前講座の中で周知啓発をしてまいります。以上です。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私からは、後見人制度で高齢者を救えるか。現在、高齢者に対して市が実施している後見人制度はどのような人が利用でき、費用がどれぐらいかかるかを答弁させていただきます。

本人の代わりとなり、自身の財産管理などを行う成年後見制度は、認知症や精神障害、知的障害など判断能力が不十分な人を対象としております。この制度を開始する手続にかかる費用

は診断書、収入印紙、切手代を合わせて1万5,000円ほどです。成年後見人が通常後見事務を行った場合の報酬の目安は月額2万円ほどで、いずれも本人が全額自己負担します。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

もう少し早口でも私はよく分かりますので、少しテンポを速めていただくと大変助かります。はい。

それでは、最初に後見人制度についてお伺いをしたいと思います。

今費用がかかるということで、月2万ぐらいかかるんだよという話がありました。財産が多いと月6万、10年お世話になると240万から720万、そしてさらにいろんなサービスを受けていくサービス料が必要になってくるので、大変多額の費用がかかるということでもあります。生活保護や低所得者に対しては支援等があるとは思っておりますが、後見人にできることも大変制約があると思います。

1点だけお聞きしたいのは、私、国交省と厚労省が一緒になっていろいろな死後事務とか残置物の整理について取組をしていることは知っておりますが、そのほかに、一部分だけでいいです。私の聞いていることだけ答弁いただきたいんですが、どんな方法を使って後見人制度以外に独り暮らしの高齢者を救っていく仕組みをつくっていくのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

高齢者で、既存のいわゆる規定の制度以外で、市が行っているサービスにつきましては、高齢者を含む権利擁護をするための支援として、申立てを行える親族がいない場合や親族がいても申立てを行う意思のない場合に家庭裁判所に対して後見人制度の市長による申立てを行っております。

現状、市長申立ての件数は増加をしております。また、成年後見制度利用支援事業は、低所得で助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方に対し、審判請求費用及び家庭裁判所が決定する報酬の費用を助成しております。以上であります。

#### ○7番（吉川三津子君）

厚労省とかも、新たに独り暮らしの高齢者の支援の仕方について、いろんなモデル事業、補助事業、手を挙げればいろいろな事業ができるような体制が整っていると思います。ぜひそういったものを研究しながら、愛西市独自の、これから増える、もう既に本当に困っていらっしゃるんですよ。病院に入るときに身元保証人になってくれる人がいない。ケアマネさんはそれができない。病院の手続の中でお医者様と一緒に話を聞くことができない。いろんな悩みを抱えていらっしゃると思います。

そういった厚労省等のモデル事業等にもしっかりと手を挙げ、補助金をいただきながら取組のほうを進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、能登半島の防災の関係なんですけど、いろいろ答弁いただきました。でも、何だかそれを聞いていると、道路は通れるよ、水は出るよ、下水道は何ともないよという中の準備にしか私は思えませんでした。

先ほど写真をいろいろお見せいたしました。こういった状況の中で、今答弁されたのは、こんな能登のようなひどい状況にはならないんだよと、そんな前提での計画ではないかと思ったわけですが、その辺、この愛西市の震災、どの程度の震災を想定して今の答弁をされたのか、お伺いをしたいと思います。

○企画政策部長（西川 稔君）

震災、津波による被害、もしくは建物被害、様々な被害が想定されますが、我々としては地域防災計画に基づいて進めるべきだというふうに考えております。それに沿った各課の対応も順次進めていると考えております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

私の質問は、この能登の震災を受けて、今まで見たこともない、経験をしたこともない4メートルの土地が隆起し、道路を走っていたらうねっているんですよ。液状化は同じようにこの地域も起きますよ。道路走れるか、水を持って走りますとか、そんな話をされますけれども、それは本当にいま一度、能登の震災がどんな状況だったのか、それは避難しているときというのはいろいろな手当てしていかなきゃいけないですけども、なぜ私はこんなに6か月もたつて復旧しないのか、それが本当に問題だなというふうに思いました。

もちろん答弁されるような水の準備、いろんな準備が必要なことは重々分かっています。その後半年も放っておかれる、なぜ放っておかれるのか。やっぱり県の端っこだから、重要な道路が走っていないから、県にとって重要な地域じゃないからということを見ると、愛西市って人ごとじゃないんじゃないのっていうことを思いました。

県は優先順位をつけてやっていきます。国道とか県道を早く整備されました。そんなことを考えると、愛西市にどれだけ復興の力があるのかということ考えたわけですが、瓦礫を片づけるような業者、重機を持った業者がこの愛西市にどれだけいるのか、屋根を直してくれる大工さんがどれだけいるのか、水道屋さん、道路のところまでは市の責任だから整備するんですよ。でも敷地内は個人の依頼で水道屋さんに依頼しなきゃいけないので、水道が通っていないところはまだまだあるんです。そういったところで、きちんとした水道屋さんがこの愛西市にいるのか、そんなことが私はとても重要だと思います。こういった企業がこの愛西市にちゃんと存在するのか、確認ができているのか、1点お伺いをしたい。

そして、初期消火、よく火災報知器も法律で義務化されました。時々チラシが入ってきます。そして消火器も設置が必要でしょう。そういったものが今、愛西市のそれぞれの家庭にどれだけ充実されているのか、それは把握できているのでしょうか。それを把握できているかどうか、ちょっと答弁をいただきたい。

それからあと、水の関係ですけれども、先ほど自己水源である井戸水の在り方を検討しているということがありました。本当に震災になったら、県水だけに頼るといのはとても危険。やっぱり井戸をととても大切にしていけることが必要だと思いますが、この震災において井戸の大切さということも協議されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○企画政策部長（西川 稔君）

市内における業者につきましては、各産業建設部、上下水道部が日頃から地域の事業について市内の業者に発注しながら業者育成をしていると考えているところでございます。以上です。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

現在、浄水場の更新事業に係る基本設計業務を委託しております。その中で、自己水源である井戸水についても今調査をする方向で考えておりますので、我々能登半島地震の応援に行っておりますので、水の重要性というのはかなり大切なものと承知しておりますので、井戸水というの大きな役割を果たすと考えておりますので、今後使えるような方向で検討してまいりたいと思います。以上です。

#### ○消防長（伊藤規雄君）

消火器の設置率なんですが、これは把握はしておりません。

住宅用火災警報器につきましては、市内80%弱の設置率でございます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

今、私防災の担当の部署に行って思ったのは、水道のことは分からない、下水道のことは分からない、それが今の危機管理課の状況なんですね。やっぱり全てを、細かいことまでは要りませんが、危機管理課が全体を把握し、そこがリードして、ここはどうなっていますか、ここは大丈夫ですかという管理、統制をしていくのが危機管理課の仕事ではないかというふうに思っています。

先ほど写真を見せました。本当にとんでもない状況なんですよ。愛西市だって液状化がすごい状況で起きると思います。その想定の下に、先ほど部長は赤本の計画を基にやっているとおっしゃいましたが、私はそれではいけないよと、これだけのことが起こり得るよということで、計画を見直すべきところは見直してほしいという意味で、今回、本当に現場を見て涙が出るぐらい、地元の方々とお話して、本当にこれからどうやって生きていかれるんだろうということを思いました。愛西市も同じ状況になる可能性があるんです。しっかりとその点、危機管理課を中心にして、市全体の防災のほうをお願いしたいと思います。

では、最後に3つ目の質問です。

スマホの関係です。私、とっても気になった答弁は、教育長の国や県の動向を見ていくという答弁です。私議員になって20年になりました。21年かな、なりました。この答弁で物事が進んだ試しがない。昨日いろいろな答弁があって、これから研究していきます。いや、その答弁、5年前の私のときも言ったよなど。じゃあ5年間何を研究していたんだということを本当に今回、昨日の皆さんの質問の答弁を聞いて思いました。国や県の動向を見ていくということではありますが、何を見ていくのか、国や県が命令をするまで何もしないのか、その点について確認をしたいんですね。

これ弥富市のホームページです。きちんと弥富市さん、ホームページに載せているんですよ。ネット依存の危険、載せています。こういった感情コントロールができないとか、いろんなことも載せています。そしてここに、困ったら津島保健所とか、愛知県精神保健福祉センターがあるので、困って悩んでいる方たちはここに相談してくださいという相談先まで記してあるん

ですよ。多くの保護者の方が、このスマホ依存で、もう子供に言っても、言えば言うほどいらいらしてキレる、これが依存症なわけですよ。そうした中で、こういった相談先というのがとても重要になっています。

そういったところで、学校にスマホを持ってこないから教育委員会は関係ないとか、そんな話ではないと思います。家庭の問題だとしてしまっただけではいけないというふうに思っていますが、これから教育委員会、教育部局はどのように、どの時期にどんな動きをしていこうとされているのか、お聞きをしたいと思います。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

まず、スマホ依存の予防につきましては、児童・生徒の保護者と連携して取り組んでいくことが重要であると考えております。そのことから、保護者を対象に、家庭におけるスマートフォンの使い方、機能制限、フィルタリングサービス、ルールづくり等に係る講習会等を実施しているところでございます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

実施しているところでございますとおっしゃいました。私、そのときの資料を頂きました。そうしたら、下にドコモと書いてあるんですよ。そういったドコモやソフトバンクの無料の研修会、そこで脳への影響なんて一切書かれていませんよ。スマホを売りたいんですよ。使ってください、上手にという研究会しかしていません。

そういった部分で、スマホは危険だという啓発を、健康子ども部長のほうからは、その辺、私は保健師さんがそれを認識していることは重々承知しています。いろんな講演会、学習会の中でスマホを子守代わりに使っちゃいけないよ、脳への影響があるよ、そんなことの警鐘を十分に鳴らしながら動いていってくださるということは、私は承知しています。本当に感謝しています。それがなぜ教育のところまでつながっていかないんだろう。それが私は残念でなりません。そういった無料で安易な研修会をしていたのでは変わりません。きちんと予算を取って、スマホを売る業者が研修会をするんじゃないかと、予算を取って、精神科医、そういった専門的な方々の研修をきちんとしていただきたい。そして、教育部局にもいろんな家庭推進何とか委員会の講演会とかあると思います。また、PTAに助成をして、お母さん、お父さんも学んでいただく、そんな機会もつくり上げることができると思います。

そして、その前にしていただきたいことは、今の愛西市の子供がどれくらいスマホに依存しているのか、その調査をしっかりとしていただきたい。その点について、研修会の件、そして調査の件、どうお考えになるか見解をお伺いしたいと思います。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

スマホ依存の危険性につきましては、議員のおっしゃられるとおりかと思っております。

令和2年3月におきましては、香川県においてネット・ゲーム依存症対策条例が執行されております。ただし、一方で、本条例に対し損害賠償請求事件が発生していることにつきましても承知しているところでございます。

また、刈谷市の教育委員会におきましては、スマートフォン等端末の安全な使用のお願いと

ということで、各家庭に対して文書のほうも発出されております。ただ、その文書の内容につきましては、スマートフォンそのものの使用の制限ではなくて、あくまでも組織的に家庭と共に取り組んでいき成果を上げる、そのことからスマートフォンを持たせる時間に関して制限をかけるものであると認識しているところでございますので、今後、ネット依存症に対する必要性に関しては、やはり今現時点においては、文部科学省のほうからも正式なるものは出ていないと教育委員会としては考えているところでございますので、先ほどの答弁にはなりませんけれども、国や県の動向を注視してまいりまして、しかるべき対応を考えてまいりたいと思うところでございます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

とても残念な答弁なんです。今こういった状況だからと、悪い事例ばかり示されました。日進市でもPTAが精神科医を呼んで研修会をしている。そして、自殺防止の国の補助金を使って、これはどこだったかな、関東圏だと思えますけれども、精神科医を招いて、その補助金でこのスマホ依存の勉強会をしている。そして文部科学省では、ネット依存を治すためにキャンプとか何かをして、スマホから切り離して依存症を治すような、そんなマニュアルまで出ている。なのに、通知が来ないとやらない。それでは愛西市独自の教育と言えるのかと、大変本当に情けない気持ちでいるわけです。

これは厚生労働省の資料なんですけど、文部科学省のほうにもこういった資料が出ているんですね。これはスマホ依存の治療を何年もしている病院からの資料なんですけれども、治療を始めて半年前、この子はどんな状況だったのかということで、朝が起きられないとか、昼夜逆転している、ひきこもりが起きている、家庭内暴力が起きている、そんな状況がデータとして出ているのに、紙切れ一枚をちゃんと文科省からもらわないと愛西市はしませんよ。何でもいんなことって予防原則というのがあります。ひょっとしてそれほど騒ぐ必要がないかもしれない。でも、もしかしてそれが大ごとかもしれない。予防原則って、いろいろな行政運営の中で基本のキだと思えます。そういった中で、そういった子供の脳への影響が懸念されるのであれば、積極的に取り組むべきではないかと思えます。

私、最後に教育長にお話を伺いたいと思うんです。昨日、日進市議会で、日進市議会では教育長の所信表明があるんですよ。その中で、ネット依存についての所信表明を日進市の教育長がされました。ぜひ教育長には、やはり可能性のあることは積極的に取り組み、少しでも子供の育ちを守っていただく、そんな司令塔となっていただきたいと思いますが、教育長のこのスマホ依存に対する見解をお伺いしたいと思います。

#### ○教育長（河野正輝君）

スマホ依存が家庭生活の場で行われていることを踏まえると、健康被害が及ばないよう、リスクの理解と自己制御、自己コントロールできる力を児童・生徒に身につけさせることが重要かと思っております。

今年4月に実施された全国学力テストの質問紙調査の結果を見ると、平日に家で4時間以上パソコンやスマホを含むテレビゲームをする割合が、全国に比べ愛西市の小学校6年生は

3.3%上回り21.0%、中学3年生でも3.7%上回り20.3%とやや高い状況にあります。5人に1人が4時間以上ゲームをしている実態があります。

愛西市の小・中学校では、昨年度から自治能力の育成を狙い、小学生サミット、中学生サミットを実施しています。各小・中学校の代表が集まり、課題について話し合えるすばらしい機会があります。これまで校則やいじめについての各校の取組を情報公開しています。スマホ依存についても話題として取り上げ、意見を交わすことも意味のある大切なことではないかと思っております。

また、依存度が深刻な児童・生徒には早めにカウンセリングとサポートを提供し、スクールカウンセラーが個別のカウンセリングを行うことも考えていきたいと思っております。児童・生徒が自分事、自分世代の新たな問題として捉えられるよう、児童・生徒の健全なデジタルライフを支えるための家庭教育を含めた多面的な取組アプローチができればと考えております。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

本当にスマホですが、キッズケータイで済むのにスマホを売ろうとする業者、それが今の現状です。そして、中国やアメリカでは若者の依存に対する法律等も整備されてきていると聞いております。ぜひともこの愛西市において、先進的な動きをお願いしたいと思っております。子供が本当にスマホを持って集まってくる。学校が終わったら、みんな手に持って集まってくるんですよ。ゲームが始まるんですよ。その現状をしっかりと学校のほうも知っていただき、対処のほうをお願いしたいと思っております。

これで私の質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

#### ○議長（近藤 武君）

7番議員の質問を終わります。

ここで、お昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時ちょうどといたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

#### ○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位12番の16番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡幹雄議員。

#### ○16番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償、清林館高等学校との連携事業（愛西市活性化プロジェクト）と、愛西市内の道路につきまして御質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

愛西市の愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償についてお伺いさせていただきます。

愛西市特別職報酬等審議会条例が愛西市も定められております。この報酬審議会の位置づけと審議される内容及び報酬額の算出方法を教えてください。

続きまして、清林館高等学校との連携事業（愛西市活性化プロジェクト）についてお伺いさせていただきます。

清林館高等学校ができて、愛西市活性化プロジェクトよりいろいろなことが協議されておるんですが、その中で藤浪駅前が整備されたことについてお伺いをしたいです。

そして、令和4年度にこの清林館との間に、特定の飼い主がいない猫に不妊去勢手術をし、地域住民の理解と協力の下、適切な餌やりやふん尿などの管理を行う活動を地域猫活動といいますが、それについて清林館高校と地域猫活動について協議をされております。現状はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

最後に、愛西市内の道路について伺います。愛西市内道路について3点ほどお伺いさせていただきます。

昨日、中村議員もちょっとお話がございましたが、愛西市に井領道路があります。現在のその井領道路の解消状況をお伺いいたします。

次に、道路の脇に側溝がございます。その側溝があるがゆえに蓋がないところがありますが、側溝の蓋をする基準がありましたら教えてください。

3番、4番、ちょっと映していただけますかね。

普通のところだと、24センチの側溝があるんですが、一応60センチから90センチという深い側溝があるところがございます。そういう側溝がある上に、ちょっと今回質問をさせていただきますので、よろしく願います。

次に、1番の写真を願います。

市内には、国道、県道、市道、土地改良道路以外の認定外道路の管理はどのようになっているか、お伺いします。

実際、一応4メートルほどの道路があって、1キロぐらいずつこういうヨシ林になっておるんですが、地元の方にお伺いしましたら、一応市道認定はなっていないということで、毎年市にお願いして刈っていただいているような状況になっております。そのような関係で、要するに認定外道路の管理はどのようになっているか、お伺いをいたします。

以上、総括質問でございますので、それぞれ御答弁のほうよろしく願います。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目1点目の愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償についてに係る報酬審議会の位置づけと審議される内容について御答弁をさせていただきます。

地方公共団体の特別職給料等の額の決定については、第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期する必要があるとの国からの通知を受け、市では愛西市特別職報酬等審議会条例に基づき審議会を設置しております。審議の内容は、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会議員の報酬の額についてです。

続きまして、特別職の報酬額、算出方法について御答弁をさせていただきます。

審議会の委員の皆様には、人口、財政規模等が類似している他自治体の状況や国家公務員の特別職及び一般職の給料改定状況、また物価推移などを総合的に勘案し、金額の妥当性について議論の上、答申をいただいております。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目2つ目、愛西市の活性化プロジェクトについて御答弁したいと思います。

藤浪駅前広場の整備の経緯でございますが、平成15年度に旧佐織町が整備し、藤浪駅前広場は水景施設が漏水発生により令和元年度から運転休止になるなど、施設の老朽化が進む中、撤去、改修の検討を進めてまいりました。

また、藤浪駅の周辺状況といたしまして、清林館高校の移転や南河田工業団地の立地企業の操業開始に伴う藤浪駅の乗降客数の増加が見込まれておりました。

一方、都市計画マスタープランの見直しに係る市民意識調査や総合計画策定時に行いましたワークショップにおける意見では、駅前や市街地での魅力的な都市環境づくりの重要性や、多様な市民が参加できるイベントが少ないこと、開催場所が少ないことを指摘する意見が多くあり、駅前広場のにぎわい創出を目的とした整備は、行政が目指すべき市民目線でのまちづくりの実現に有用な意義を持つものであると考えました。

特に、地域行事、イベントの定着及び駅利用者の利便性向上については、持続性の確保、ニーズの把握をしながら整備案を作成することが肝要であると考え、次世代を担う若い世代からのアイデアをいただきたく、愛西市活性化プロジェクトを活用し、藤浪駅前広場の整備へ反映できればと考えたことが経緯でございます。以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

私からは、2つ目の地域猫活動について、令和4年度に10回の校内活動と3回のワーキングを行っているが、現状はどうなっているのかにつきまして、繰り返しになりますが、地域猫活動とは、特定の飼い主がいない猫に不妊去勢手術をし、地域住民の理解と協力の下、適切な餌やりやふん尿などの管理を行う活動です。

この地域猫活動をするには、活動を理解していただいている方々で団体登録する必要があります。その地域猫活動について、令和4年度に清林館高等学校との連携事業により行っています。提案内容としては、クラウドファンディングや寄附金による資金調達、地域猫の周知や地域猫活動として避妊去勢手術を行うさくらねこなどの提案をいただきました。

この提案を踏まえ、まずは愛知県策定の所有者のいない猫の適正管理マニュアルを基に、地域猫活動に地域が継続して協力していただけるよう周知したいと考えております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、大項目の3点目、愛西市内の道路について順次御答弁いたしたいと思います。

初めに、井領道路解消の現状でございますが、まず井領道路とは、私有地を道路用地として提供していただき、整備もしくは拡幅した道路となります。

現在は土地所有者の同意が得られ、地元から要望があった場合、測量、分筆及び所有権移転

登記に必要な経費を市が負担し、手続を進めているところでございます。令和5年度には境界確定申請を機会に、宮地町で寄附を受け、1路線の井領道路が解消されました。

続きまして、側溝の蓋かけをする基準でございます。

側溝の蓋かけにつきましては、側溝を敷設する際に必要性を判断するため基準はございません。なお、蓋がない側溝へ新たに蓋を設置する際の取扱いでは、乗り入れ口の確保など個人の目的で設置する場合は、市の承認を得てから個人負担で工事を施工していただきます。

なお、狭小な道路の安全確保など公共の利益を目的として設置する場合は、総代を通じて要望を受け、市が工事を実施しております。

続きまして、3点目の認定外道路の管理のお話でございます。

まず、認定外道路とは、市町村等の自治体が有する道路で認定基準を満たしていない等の理由で市道として認定することが難しい道路のことでございます。

認定外道路の草刈り、清掃の日常の管理につきましては、地域の方や隣接する方に共同で行っていただいております。なお、防災面、交通安全の面から放置することが望ましくない道路につきましては、市において草刈りを実施することもございます。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

また、再質でいろんなことをお聞きしますので、御回答のほうをよろしくお願いいたします。

まず、常勤のことにつきましては、いろいろ報酬審議会で審議されるということで分かりました。それで、非常勤の報酬及び費用弁償の審議はどこで協議を行っているか、お尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

非常勤特別職の報酬等については、愛西市特別職報酬等審議会条例の審議内容ではないため、その職や責任に応じて算出し、議案にて審議いただくこととなります。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

分かりました。

それで、今回、報酬のことについてお伺いしたのは、また後で言うんですが、愛西市に消防団がございます。愛西市の消防団条例について、第15条、団員の報酬は、愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例がございます。あと16条に、団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合において、1回につき3,000円の費用弁償を支給すると、このような条例があるんですが、この条例につきまして、報酬ですが16条にも一応2項にも旅費の条例もございます。その関係で今まで協議を行ったことがあるかお伺いをいたします。

#### ○消防長（伊藤規雄君）

消防団の報酬、費用弁償及び旅費について協議は行っておりません。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

皆さん御存じのように、来年で愛西市合併して20年になるんですわね。その関係で3,000円の費用弁償は20年変わっていないわけです。それで、他市のことは調べておりませんが、飛島

村が訓練で5,200円、訓練外で8,000円、蟹江町が訓練で4,000円、それ以外で4時間以内であれば4,000円、4時間以上だと8,000円。

これも、どうしてこういうふうになったかということも聞いておりません。ですから、先ほど企画政策部長からもお話がございましたように、御答弁をいただいたんですが、これは20年たって、なぜ協議をしていないか、再度お伺いします。費用弁償についていろいろ協議してほしいんですが、協議ができますか、お尋ねいたします。

#### ○消防長（伊藤規雄君）

現在の消防団員の費用弁償の額は妥当と考えております。よって、現段階では協議は考えておりません。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

20年、あと5年たてば4分の1世紀ではないですけど、いろいろあるんですが、あるというのは、皆さん御存じのように、愛知県の最低賃金が1,027円で、今年が10月に最低賃金審議会というのがございまして、1,077円に引き上げられるよう小林洋子局長に答申したと報道がありました。実際、そのような報道で愛西市も協議してもらえないかお尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

非常勤特別職の報酬は、いわゆる生活給に当たらないものと認識しております。そのため、給料とは異なり、最低賃金の引上げを踏まえた報酬の見直しは行いません。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

生活給に当たらないというのは僕もちよっと分からんのですが、実際いろいろとお願いして報酬のほうがあるんですけど、先ほど言いましたように、飛島、蟹江、あと特別職の報酬でいろいろ調べたら、選挙管理委員会とかいろいろあるんですが、先ほど言いましたように、20年間ほとんど変わっていないんです。

それで、特別職は報酬審議会で行われるということで、なぜどこかでそういう審議はされないのかなど。ただ、職員さんもそれぞれの担当部署で、財政課が決められるのか、もともとこういうふうだからということになっておるとは思うんですが、実際どこでどういうふうに審議してやられるのか。

それで、最初、特別職の報酬額の算出方法につきまして、他の自治体の状況とか国家公務員の特別職及び、これは特別職の関係です。あと御説明があったのは、物価の推移などを総合的に鑑みということで、もう最低賃金も実際上がっています。皆さん御存じのように、いろいろなものが上がっているわけですね。それで、なおかつ非常勤の特別職の関係で一切上がっていないというのは、消防団もそうですね、3,000円。これ団員の方がちよっと言われて、観閲式だと朝早くから出て行って昼までやって、これ失礼ですけど3,000円。そうすると、最低賃金が1,000円であれば相当の金額が出ると思います。実際、どこかで審議する機関をつくっていただきたいということをお願い申し上げます。

あと、先ほど旅費のこともちよっとお尋ねしたんですが、旅費も愛西市1キロ当たり10円ということになっておるんですけど、その旅費の改正はしないのか、お尋ねいたします。

### ○企画政策部長（西川 稔君）

現在、国では、国家公務員の旅費制度について、旅行商品や販売方法の多様化、交通機関や料金体系の多様化などに対応するため、法律を改正し、令和7年4月1日からの施行に向け、詳細について現在検討が行われております。

市としましては、この状況を注視し、本市の実情に合った制度の見直しを検討してまいります。以上です。

### ○16番（山岡幹雄君）

今、部長の御答弁で、来年の4月から施行に向けてやられるということですが、実際、具体的にどの機関でどういうふうに、じゃあ、この料金を根本的に僕は聞きませんが、根拠、10円の根拠ですね、それは多分御存じないというか、すり合わせしていないで聞きませんが、一応国では、最初10円だったやつが1キロ当たり23円としたと。車賃としていろいろあったんですが、いろいろそのバス代及びタクシーの関係とか、バスの関係で、改正で1キロ当たり15円からバスの料金で23円にしたと。その後、改正で1キロ当たり37円になったということで、実際、オオクラ委員さんという方がこの説明をされてみえます。

先ほど言いましたように、今回4月1日から改正されるということは、職員さんなりという、特別職の方もそうですが、使用される場合、そういう形で料金が出るんですけど、ただ、私もお話をさせていただいたように、どこかの機関でこういうふうになりましたというのがあれば、本当に職員さんもいろいろ提供して回答できるのはこの審査会で決めたので、こういうふうに決まりましたということで、そういう方法をぜひともお願いいたします。

続きまして、藤浪駅広場について、11番、12番お願いします。

清林館高校のプロジェクトのおかげで、皆さん御存じのように藤浪駅広場がきれいになりました。

それで、今現在、この施設に施錠とか何かかかっておって、市民の方からこれは何でと、実際鍵はかかっておるんだけど、これは鍵はどこにあるのと。僕も知らなかったもので、市の職員に聞いたら、持っていますと。いろいろお聞きしたんですけど、これはいつから使用ができるのか、ちょっとお伺いをいたします。

### ○産業建設部長（宮川昌和君）

藤浪駅前広場は、令和5年度、令和6年度の2か年で改修工事を計画し、現在工事を進めているところでございます。

昨年度の改修工事で、キッチンカーの乗り入れに対応したイベント広場を整備し、供用開始をしたところでございますが、今年度の改修工事において、イベント広場を施工ヤードとして使用するため、工事期間中はイベント広場の利用ができなくなります。よって、キッチンカー出店やイベント広場に設置されている防災あずまや、かまどベンチなどについては令和7年度からの使用を予定しております。以上です。

### ○16番（山岡幹雄君）

今、部長の答弁で、令和7年度から使用がされるということであれば、先ほどのところに、

令和7年度から使用できますようなことを書いていかないと、これも今年3月15日に一時的な工事が、5年度の工事は終了しております。

ですから、実際、南海トラフも、この間報道があったように、ひょっとしてそれが1週間、10日かちょっと忘れましたが、あるんじゃないかということで、万が一そういうことがあったときに、せつかくあるものですから、この地域の方にいつでも使えるように。また使えないということであれば、これは使えませんよということを啓発か何かされたほうがいいと思います。

次に、一応こちらの広場に対して、ある方が一応この広場を使いたいということで協議をした経緯があるんですが、実際、公有財産を使用する場合、何か基準があるかお尋ねいたします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

施設におきましては、それぞれの設置及び管理に関する条例等で使用料などについて定めております。

また、愛西市公有財産規則におきましては、施設の用途、目的を妨げない場合の目的外使用や公有財産の貸付け等について定めております。以上でございます。

**○16番（山岡幹雄君）**

公有財産のほかに、行政財産、公有財産となりますと、部屋の利用とかいろいろなのが、料金が各施設によってばらばらです。

じゃあ行政財産についてちょっとお尋ねしたいんですが、回答のほうをお願いします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

愛西市公有財産の貸付料に関する要綱において、単位面積当たりの貸付額の算出方法、貸付期間、算定方法などについて定めております。以上でございます。

**○16番（山岡幹雄君）**

今、総務部長が答えられて、そういう基準があるということであれば、愛西市全体、行政財産なりのある程度の基準があるということをお聞きしましたので、ぜひとも統一されるように職員さん同士で協議していただいて、よろしくをお願いします。

あと、ちょっと防災関係で先ほどの鍵がかかったものについて、実際、先ほど貼り紙等をしていただきたいんですけど、この関係で住民の方に周知はいつ頃されるんですかね。その辺をちょっとお尋ねいたします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

イベント会場には、防災関係の施設として、災害時にテント幕で覆われたスペースができる防災あずまや、あと炊き出しなどができるかまどベンチ、あと防災関連の資材が収納できる防災収納ベンチがございます。

各施設を利用する際には、鍵の貸出しなどの対応を予定しており、現在令和7年度からの運用に向けて、各施設の使用の方法の周知についてホームページへの掲載など準備をしている状況でございます。

**○16番（山岡幹雄君）**

何回もすみません。要するに、せっかく防災設備等、かまど等、防災収納ベンチ等もあるわけですので、令和7年度からは使用ができるということも含めて、ちょっと周知のほうをよろしくお願いします。

あと、この駅前広場の関係で、その時期等の関係で管理ですね、誰がというふうに管理をしているのか、樹木の管理をどういうふうにしておるかお尋ねいたします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

藤浪駅前広場の樹木の剪定や除草などの維持管理につきましては、愛西市シルバー人材センターに業務委託のほうをしております。以上です。

**○16番（山岡幹雄君）**

シルバーに委託をしてみえるということでございますが、実際、皆さん御存じのように、今年は猛暑で何日間か雨が降らず、35度以上続いて、市民の方がちょっと私のところへ見えて、この新しくできた公園に、木に水をかけていいかなと。いや、いいんじゃないですかと。何でかと言うと、もうずっと毎日暑い日が続いて木がかわいそうだなということで、ぜひともかけてやってくださいということで一応お答えしました。シルバーもきちんと管理をしておるんですが、そこでちょっと写真をお願いいたします。

これは駅前の西側に道路がございまして、これは市のほうにお伺いしたら、これは道路だもんで、土木かなと思ったら、この道路までは都市計画課の管理だそうです。ああ、そうなんですかと。これも地元の方が言われたんだけど、カーブになっておるものですから、ちょっと僕も車道に出て写真を撮らせていただいたんですが、この横断歩道者が見えないわけです。

実際その市民の方いわく、横断するのが怖いと。車も今、ガソリン車から電気自動車とか音がしない車もあるもんで、失礼ですけど、見えないということはきちんと来るかなという目視して横断されると思うんですが、それでこの木を、せっかくの木なんです、樹木等の撤去はできないかお尋ねいたします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

藤浪駅前広場のアクセス道路でございます都市計画道路佐織津島線の歩道部に設置されております植樹帯は、都市の景観形成や、あと環境保全を目的として設置をされたものでございます。引き続き、樹木の剪定や除草により、街路樹の育成と視認性の確保の両立に努めてまいります。以上です。

**○16番（山岡幹雄君）**

よろしく願いいたしますと同時に、やはり通勤・通学される方がお見えになるものですから、景観形成も必要かと思っておりますので、実際、草も相当1メートルぐらいの草も生えておるわけですね。そこをどういうふうに管理されるかは、市もそのときに計画があつてやってみえると思うんですが、実際これら美観的に樹木等を植えて、景色等もあるんですが、やはりこういうカーブになっておる以上、危険を伴うもんで、きちんと管理をよろしくお願いします。

次に、地域猫についてちょっとお尋ねします。

一応御回答をいただいたんですが、猫について市民からどんな苦情があるかお尋ねいたしま

す。

**○市民協働部長（山岸忠則君）**

猫による庭へのふん尿等に起因する苦情が寄せられており、猫が嫌う臭いのものを継続的に置いたり、超音波を発生する機械を設置したりするなど、御自身で対応していただくよう伝えております。

また、周辺的生活環境の悪化につながると想定される場合は、愛知県動物愛護センターを案内しております。以上です。

**○16番（山岡幹雄君）**

いろいろと苦情があるということが分かりました。

それで、9番、10番をお願いします。

これ9番は見てもあれですので、10番のほうをお願いします。すみません。

これは弥富市のほうでちょっと研修がありまして、先ほど市の答弁にもございましたように、さくらねこの関係で、弥富市でよくやっている援助で、さくらねこ無料不妊手術事業として、市が動物基金や共同ボランティアとして行政枠に登録し、無料不妊手術チケットを申請し、基金からいただいた無料チケットを登録団体に渡します。そのチケットを持って協力病院や猫を持ち込むと、無料で不妊手術を受けることができるということで、ああ、いいことだなということですよ。

津島市、お隣ですね、が行っているのは、補助金について、飼い主のいない猫が生育する地域の市民1人以上を含む3人以上で構成され、愛知県が策定した所有者のいない猫の適正管理マニュアルに基づいて活動を行う団体、不妊手術1匹につき上限1万円、除去手術について1匹6,000円を補助するのですが、愛西市も地域猫活動に弥富市、津島市のように援助はできないか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（山岸忠則君）**

清林館高等学校の提案や他市の補助制度、基金の活用などについて情報を収集し、研究していきます。以上です。

**○16番（山岡幹雄君）**

研究すると言われても、最初の答弁で、清林館と4年度に、今から2年前ですが、10回ほどやって、さくらねこなどの提案を学校側からいただいているわけですね。いろいろやる中、今研究するって何を研究されるか、失礼ですけど、実際研究じゃなくて検討してくださいよ。実際、やはり市民からの苦情も多々あるわけですので、また私の後に佐藤議員が猫のことについて質問されますので、また同じような答弁でもいいもんですから、しっかりと検討するということがよろしくをお願いします。

次に、道路について御質問させていただきます。

この井領道路につきましては、私の小さい頃、リヤカーなり本当に1メートルもない道路しか私の近所もなかったんです。その当時、役所のほうから、役所は三角側溝と舗装をしてあげるから、それぞれ町内でそういうものを提供すると、借地料は町内で支払いなさいと。整備を

してあげるから、それぞれ分筆もせずやったわけです。三角側溝は舗装されてみんな喜んだわけですが、実は合併浄化槽というトイレ、私の家も失礼ですけれども、ぼっとなん便所でした。合併浄化槽によって排水するのに、やはり三角側溝は到底流されないということで、U字溝をつけなければならないと。その中で、法定外道路においても、佐織町のときに、町道として認定をしていただければ、町内としてU字溝が設置。U字溝が設置し、合併浄化槽を流すということで、現在もそういう事情、また現況は道路だけど、自分のところの私有地とか皆さん御存じないわけです。これももう相当な年数がたっています。それを急に井領道路だから皆さん提供してください、分筆ということになると、もう一個言いたいのは、もう役員さんも替わっていくもんで、この井領道路について市はどのように周知しておるか、ちょっとお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

井領道路の周知でございますが、建築確認申請、あと境界立会の申請など、そういうときのきっかけでお話することはございますけれども、市民への制度周知のほうについては行っておりません。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

時間もないもんで、ちょっと質問を変えて、それじゃあよろしくお願ひします。

あとU字溝について、なぜこれを言ったかということ、先ほど60センチから90センチのU字溝、これも90センチですが、ある女性の方が、ここに高齢者がはまって救急車を呼んだんですわ。実際こういう状況を市の消防署は連絡体制はしていないか、お尋ねいたします。

#### ○消防長（伊藤規雄君）

市内の道路において、交通事故等によりガードレールやカーブミラーなど安全設備に破損があった場合は土木課、また油漏れなどが発生した場合は国道、県道、市道、河川、それぞれ定められた関係部署への連絡体制はできております。

また、災害出動以外の場合でも、陥没などの道路の瑕疵を確認した際は、土木課へ連絡をしております。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

実際、蓋をすぐしろとは言うわけではございませんが、そういうところで高齢者の方がけがをしたわけなんですわ。ですから、安全上危険があるということで連絡して、あと土木課がするかしないかは別です。その連絡体制、また国道で、この間7月7日だったかな、枯れ草なんやけど火災が発生しました。そのときも一応やって連絡しておれば早急に刈ることができたと思いますが、次に法定外道路で、13番の写真をお願いします。

これは赤いところは今回申請地、下に法定外道路ということで1.2メートル、県道に面しておるものですから、こちらの建物は建てられるんですけど、このお隣の分譲住宅を建てるに関しても、隣の道路が1.2メートルなもんですから、一応こういうところを市として指導ができないか、お尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

法定外道路につきましては、建築基準法上の道路ではないため、俗にいうセットバックの義

務はなく、指導のほうはしておりません。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

できれば、これも御子息の方からちょっと連絡いただいて、実際、自分のとき10年、20年先そうになっているとは思いませんので、今度自分が家を建てようと思ったら、法定外道路で隣の人に土地を買ってやらなあかんということで、やはり開発ができないという状況になります。

市のほうもいろいろ御苦勞はあると思いますが、将来のことを見据えていろいろ御指導できることをお願い申し上げて、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

16番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は13時55分といたします。

午後1時44分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位13番の2番・佐藤旭浩議員の質問を許します。

佐藤旭浩議員。

○2番（佐藤旭浩君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、タブレット端末と校内通信環境の設備をと、先ほど山岡議員も言われましたが、飼い主のいない猫の対策についての2項目について質問をさせていただきます。

飼い主のいない猫については、先ほど山岡議員も言われましたが、私も個人的に知り合いの方からお話をいただきましたので、その方の思いを伝えたいと思い、同じように一般質問をさせていただきますので、また猫かと思わず、ぜひ聞いていただけると助かります。よろしくお願ひします。

また、本日、私の一般質問が本日の日程最後になりますので、もう少しお時間をいただくと助かりますので、よろしくお願ひします。

ではまず初めに、タブレット端末と校内通信環境の設備について質問をさせていただきます。

2021年度から国のGIGAスクールの構想により、本格的に1人1台のタブレットの配付やそれに伴うインフラ整備が急速に行われました。教育のICT化が一気に進み、国のGIGAスクール構想の目的を再度おさらいすると、Society5.0社会を生きる子供たちに情報格差や経済格差が学力の格差を生み出すことを是正し、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で推進するためと私は理解をしております。

先月7月に市内の小学生が社会科授業の一環で市役所に来庁され、市の事業を学んでもらったり、この議場にも入ってもらい、議場見学や模擬議会を行っておりました。私も広報特別委員会委員長として携わらせていただきましたが、その際にも児童の皆さんは議会事務局の職員

さんからの説明を受けるときにも、一人一人がタブレットをしっかりと使用し、メモを取る姿を拝見しました。

児童の皆さんもタブレットを使っている姿を見ていると、手慣れた手つきでタイピングをしたり、タブレットの操作をしたり感心するばかりでありました。児童や生徒たちの皆さんもタブレットにやはりなじみがあるということで、GIGAスクールの推進も着実に進んでいるのではないかなというふうに思っております。

このGIGAスクールの構想を受け、児童・生徒に対し、1人1台導入されたタブレット端末の更新が、今後、令和7年に予定されていると思っておりますが、更新の際には現場の効果検証も必要ではないかなというふうに考えております。

また、愛西市の小・中学校で働く先生方は、海部教育事務所管内で自治体をまたいで異動しております。しかし、海部教育事務所管内の7市町村では、児童・生徒が使用しているタブレット端末が3種類あるため、先生方は異動してからタブレット端末やアプリが変わるたび、操作方法をまた覚え直さなきゃいけないという問題を抱えております。

そして、学校の先生方の負担が増えるということは、愛西市の子供たちの学校環境にとっても大きな問題になるのではないかなというふうに思っております。

そこで、まず2点お伺いさせていただきます。

1点目として、本市の小・中学校でどのようにタブレット端末を使用しているのか。また、授業中に活用されているアプリはどういったものがあるのかをお伺いいたします。

2点目として、現在の小・中学校の通信環境についてお伺いさせていただきます。

教室以外で授業を行う機会も多いと思われませんが、例えば体育館や武道場においてもタブレットを使用することが考えられます。この通信環境は全ての場所で設置をされているのかをお伺いいたします。

それでは次です。

大項目2点目、飼い主のいない猫の対策について質問をさせていただきます。

私たちの社会には、人間のほかにも多くの動物が含まれております。身近なところでいえば、家庭で飼っているペットの犬や猫、人間の生活圏の中で人間と密接な関係を築いているというふうに思います。ですが、その反面、飼い主のいない猫が鳴き声やふん尿被害、餌やり等で近隣のトラブルにつながりやすく、動物愛護の観点だけではなく、地域の問題としても捉えていく必要があるのではないかと思います。また、警察に聞くと、猫の飛び出しによる交通事故も年間一定数あるというお話もお伺いしております。

今回は猫についてフォーカスを当ててお伺いしますが、野良猫などをむやみに捕獲して処分するというのは、動物保護法及び管理に関する法律からも大きな問題となるため、現在では行われておりません。しかし、だからといってそのまま野良猫を放置していいというわけにもなりません。

そういった中で、現在は多くのところで地域猫活動という取組が始まっております。地域猫活動とは、野良猫を地域の住民の方が理解と協力の下、社会的に見守り、不妊去勢手術を行い、

管理して一生を全うしてもらう活動のことです。

地域において一人一人の対応が重要となっています。ですが、愛西市には、私を知る限りでは、地域猫活動の団体は立ち上がっておらず、個人的に保護猫活動をしている方はお見えになります。今回はその活動をしている方から、愛西市には飼い主のいない猫の対応についてなかなか支援がなく、野良猫の保護をする際に避妊手術や去勢の手術の補助が出ない。活動している方は自腹で活動をしている状態であり、補助や支援が受けられれば助けられる命ももっと増えるのではないかというふうに相談をいただきました。小さな声ではあるかもしれませんが、地域猫の活動の推進や活動に対する補助金の支出を検討できないかと思い、質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、愛西市における動物愛護に関わる条例、規則、計画等の策定状況についてお伺いいたします。2点目として、道路上で死亡している犬猫、過去5年の死体処理状況についてお尋ねいたします。

以上4点、一括質問とさせていただきます。御答弁をよろしくお願ひいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目1点目、タブレット端末と校内通信環境の整備をに係るタブレット端末の使用状況及び授業で活用されているアプリについて御答弁させていただきます。

小・中学校では、ほぼ毎日タブレット端末を活用して授業を実施しております。活用としては、調べ学習でインターネット検索をするほか、学習支援ツールであるロイロノートに児童・生徒の回答や意見をカードに記入し、学級内で共有することで、様々な意見と比較する学びにつなげております。

そのほか、朝学習や自宅持ち帰り時の学習に利用するeライブラリというドリルアプリや、アンケートの実施や授業での共同作業などに利用するグーグル・ワークスペースなどを活用しています。

続きまして、通信環境の整備状況についてです。

普通教室及び特別教室を中心にアクセスポイントを設置しており、校舎内はおおむね通信環境が整備されています。また、体育館や武道場につきましては、必要に応じてモバイルWi-Fiルーターを使用し、通信環境を確保しております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

私からは、大項目2点目の飼い主のいない猫の対策について御答弁させていただきます。

1つ目の愛西市の動物愛護に係る条例、規則、計画等の制定状況についてですが、動物の愛護及び管理に関する法律及び愛知県の動物の愛護及び管理に関する条例で対応可能と考えており、本市独自の条例、規則、計画等は制定しておりません。

2つ目の道路上で死亡している犬猫の過去5年の死体処理状況についてですが、令和元年度犬2件、猫208件、令和2年度犬2件、猫182件、令和3年度犬ゼロ件、猫177件、令和4年度犬ゼロ件、猫176件、令和5年度犬1件、猫151件です。以上でございます。

#### ○2番（佐藤旭浩君）

答弁ありがとうございます。

それでは、まず初めに、飼い猫のいない猫の対策について再質問をさせていただきます。

今、答弁を聞いた限り、5年間で900近くの猫の死体の処理をしていることが分かりました。犬は適正に管理されていることが多く、狂犬病予防法で保護できることから、死体の処理の件数が少ないのかなと推測されます。近年では猫から人にうつる病気もあると聞いたことがあります。

実際にある地域では近隣の方が野良猫に餌をあげており何度か注意をしたのですが、その野良猫が自宅の庭におり、追い払おうとした際に猫に引っかかれ、破傷風のリスクがあるため抗生剤を数回うってもらおうと通院をしているという方をお聞きしました。

今後はそういった迷惑行為に対して、市としても迷惑行為の防止条例など、設備とかが必要になってくるのではないかなというふうにも気にはしております。

それでは、次の質問に参りたいと思います。

先ほどの事例ではないんですが、市内における飼い主のいない猫への餌やりや野良猫について、市へ苦情や相談はあるのか、また、その相談内容からどのように対応をしているのか、お伺いいたします。お願いいたします。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

猫による庭へのふん尿等に起因する苦情が寄せられている中、猫が嫌う臭いのものを継続的に置いたり、超音波を発生する機械を設置したりするなど、御自身で対策していただくよう伝えております。

周辺的生活環境の悪化につながると想定される場合には、愛知県動物愛護センターを案内しております。以上です。

#### ○2番（佐藤旭浩君）

住民の方々が各自に設備を導入したり、御自身で対策をしてくださいという、ちょっとなかなか厳しい答弁じゃないかなというふうに私は感じております。

地域では、野良猫による被害、ふん尿等で困っている家庭もみえると思いますので、今後は苦情内容をしっかり把握して、どの地域からそういった苦情や相談があることを把握していただきたいというふうに思います。

今後、野良猫等の対策、対応を検討していただければ、そういった中で対応していく中で地域の協力が必要になってくると思います。市として保護猫地域活動をしている方や団体などがどの程度いるのか、今の現状を把握しているか、またもしその団体がいれば協力体制等は整っているのかをお伺いいたします。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

本市に活動拠点を置くボランティア団体には、ボランティア団体は把握しておりません。そのため、現在、協力体制はできておりません。以上です。

#### ○2番（佐藤旭浩君）

現状を聞くと協力体制はなく、地域猫活動を進めるには、やはりまだまだ課題が多く残って

いるんだなあというふうに思います。

今後は市内でも個人的に私の知り合いの方もやられている方も見えますが、保護猫活動をされている方はそれなりにいると思いますので、個人で活動している方々の情報をぜひキャッチしていただいて、実践されている方を把握していただければというふうに思います。ただ、やはりどのようにキャッチしていいかはなかなか難しいと思いますので、キャッチするためにも、広報であったり、公式LINEであったり、今はSNS、インターネット等、簡単に情報を収集することができると思いますので、そういったことも検討を進めていただければというふうに思っております。

それでは、次に、野良猫を増やさない予防策についてお伺いいたします。

昨今、家庭で飼う犬猫は室内で飼育することが望ましいというふうに言われております。飼い主のいない猫を増やさないために、遺棄防止、室内飼育に関する広報はしているのかをお尋ねいたします。お願いいたします。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

現在は野良猫への餌やりの禁止や飼い主の適切な飼育について、年に1回、広報に掲載しております。今後、飼い主のいない猫を増やさないための遺棄防止や室内飼育に関するお願い等の周知について、他市の状況を調査し、広報やホームページ等で掲載を研究していきます。

#### ○2番（佐藤旭浩君）

他市の状況を調査して、広報やホームページ等で掲載を研究していくということですが、今月の広報「あいさい」のほうにも犬猫の問合せで、無責任な野良猫への餌やりについてや、飼い主の分からない犬猫を保護したときの対応などが載っているのを私も確認をさせてもらいました。

やはり広報だけではなかなか周知できないと思いますので、やはりホームページにも他の市町でも掲載されております。ぜひそういったことを研究ではなく検討して進めていただければなというふうに思っております。

やはり野良猫の地域での被害というのは、やはり住民の方は本当に困っていると思います。先ほど言った破傷風のリスクではないですが、やはり自宅の中に入り込むとか、そういった猫が苦手な方に対しては、本当に脅威に感じるものではないかなというふうに私は思いますので、もしそういった報告があれば、やはりそういう餌をやらないとか、そういった啓発看板を地域に設けてもらえるようにしていただけないかなというふうに思っております。

それでは、飼い主のいない猫の対策について、最後の質問をさせていただきます。

地域猫や保護猫活動を行う際に一番ネックになってくるのは、やはり猫の繁殖能力の高さではないかなというふうに思います。猫は交尾をすれば複数の子猫が生まれます。そうすれば、やはり1匹の猫から何匹と野良猫が増加傾向になるばかりです。そのため、少しでも多くの野良猫の繁殖機能を抑える必要があるので、不妊去勢手術など補助の制度が必要になってくると思います。市の考えをお伺いいたします。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

不妊去勢手術に対する補助制度はありませんが、清林館高等学校との連携事業による提案や他市の補助制度、基金の活用などについて情報を収集し、研究してまいります。以上です。

## ○2番（佐藤旭浩君）

先ほどの山岡議員と同じ答弁、それはもうもちろん致し方ないかなというふうに私は思っております。

現在、不妊去勢手術に対する補助制度はない。どうしてもそういった補助制度を実施していくに当たって、確実に財源を確保していくことが必要になるのはもちろん分かっております。また、その財源を確保して、どこから捻出していくのか、そういったことも検討していくことは本当に重々承知しております。

現在、財源を確保するためにクラウドファンディングを活用している自治体もあります。同じ愛知県でいえば、ふるさと納税型のクラウドファンディングを実際に地域猫活動に対して充てている、例えば豊川市、豊川市では500万、近隣のお隣の稲沢市でも180万を集めたという事例もあります。もちろんふるさと納税以外にも民間のクラウドファンディングをやっていたりとか、寄附金の窓口を設けている自治体もあります。そういった財源の確保も検討していただきたいと思っております。

また、令和4年に実施された清林館高等学校の愛西市活性化プロジェクト内においても、地域猫の問題について取り組み、清林館高等学校の生徒さんからも様々な意見が出て、解決案を考えていただいたことを私もホームページで拝見しました。

その中には、先ほど話をさせていただいたクラウドファンディングや、地域が一体となって地域猫活動について内容を動画にしたり、スタンプラリーなど参加型のイベントを開催するといった若者目線の提案もあったと聞いております。こういった考えを見える化していくことも大切ではないかなというふうに私は思います。

本市には、市民の皆さんと協働のまちづくり一環として、市民の皆さんが中心となって行う公益的な事業を支援するため、事業に必要な費用の一部を補助する市民活動支援公募事業があると思っております。地域猫活動は、地域に定められた場所で餌や水を与え、ふん尿処理や周辺の掃除などを協力して行うことで生活環境の保全を図ることができると思いますので、地域猫活動に賛同していただける方々で団体をつくることを話し、この補助金を活用できないかということをお自身も紹介していきたいというふうに思っております。

最後に、地域猫活動に対し、清林館高等学校の提案事項や、先ほど山岡議員も言われていましたが、津島市や弥富市など近隣の市が行っている補助制度や基金などをしっかり調べていただいて、行政からも適切な飼い猫の飼育や地域猫活動の周知を行って、個人で活動されている方をぜひ特定していただいて、その方たちが中心となって地域猫活動の団体の設置を、案内を行って、地域猫活動をぜひ活発的に進めていただけることを期待しまして、飼い主のいない猫の対策についての質問を終わらせていただきます。

それでは、大項目1点目のタブレット端末と校内通信環境の設備について再質問をさせていただきます。

一括質問の答弁において、タブレット端末の活用として、インターネット検索や学習ツールのロイロノートを使用し、児童・生徒の自身の意見を共有したり、様々な意見を比較する学びなどに使われていることが分かりました。

また、通信環境においては、体育館や武道場については、必要に応じWi-Fiのモバイルルーターを使用し、通信環境を確保しているということでしたが、体育館や武道場は学校の授業、体育館などでの授業だけではなく、災害が起きれば避難所の拠点としても検討されていると思いますので、今後、教室以外の通信環境の確保をぜひ検討していただければなというふうに思っております。

それでは、次に、タブレット端末を使用するに当たり、通信速度の状況が気になりますので、質問をさせていただきます。

タブレット端末を使う際、少人数ではなく、クラス全体や学級全体で使用することが考えられると思いますが、通信速度が遅くなったり、接続ができないといった不具合がないのかを御質問させていただきます。お願いいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

令和6年度に各小・中学校の通信帯域を測定した結果、文部科学省が当面の間推奨する学校規模ごとの通信帯域と比較しますと、18校中7校で基準を満たしていませんでした。また、文部科学省が策定した学校のネットワーク改善ガイドブックに基づく教員の体感調査を行った結果、18校中14校で通信が遅いと回答し、そのうちほぼ毎日遅いと回答した学校は3校ありました。特にデータ送信や動画視聴などを複数クラスが同時に行うと通信が遅くなるとの報告を受けております。

現在、通信契約事業者と通信の遅れを解消するための手法について協議するとともに、他の通信業者が提供している通信サービスについて調査を行っているところでございます。以上でございます。

#### ○2番（佐藤旭浩君）

通信速度については、文部科学省が推進する学校規模ごとの通信帯域と比較すると、7校が基準を満たしていないと。先生の体感検査によっても18校中14校が通信が遅いというふうに言われております。

やはり通信速度が遅いというのは、授業の進行の妨げであったり、子供たちの学ぶ環境に対しても影響が出てしまうと思います。今回この調査をしていただいたことで、通信速度の遅れを解消するための協議をしっかりとっていただき、現状からぜひ改善していただけることを期待しております。

それでは次に、現在使用しているタブレット端末はiPadを導入されていますが、海部教育事務所管内7市町村では、児童・生徒が使用しているタブレットが3種類ある中で、愛西市はなぜiPadを選んだのでしょうか、その選定理由についてお伺いいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

全小・中学校におきまして、令和元年度から令和2年度にかけてiPadを導入しておりま

す。選定理由は、導入当時、簡単な操作性に加え、国内で普及率の高いとされた i P h o n e と操作方法がほぼ同じである i P a d が最も教員にとって操作指導が軽減され、学習への活用がスムーズになると判断したためでございます。

また、i P a d 本体の重量が500グラム以下と軽く、児童でも持ち運びに負担が少ない、フリーソフトが非常に多い、OSの更新が定期的にされる、長期間にわたりサポートされるなどの利点があると考えました。以上でございます。

**○2番（佐藤旭浩君）**

世界的に普及している i P a d を導入していることで、操作指導の軽減がされて、学習への活用がスムーズになるということと、OSの更新が定期的にされることと、あとは長期的にサポートにわたってメリットがあるということで i P a d を導入していることが分かりました。

では次にですけれども、この i P a d の契約内容についてお伺いさせていただきます。

**○教育部長（佐藤博之君）**

タブレット端末は4,858台を整備いたしました。

236台は令和元年10月から令和6年9月までに譲渡権付賃貸借契約を締結いたしました。1,578台は令和2年8月に、3,044台は令和2年9月に購入いたしました。以上でございます。

**○2番（佐藤旭浩君）**

それでは、この i P a d を導入してから約4年たったと思いますが、導入してからこの使用感について評価をしているのでしょうか、お伺いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

各学校からは、簡単な操作性に加え、i P h o n e と操作方法がほぼ同じである i P a d が最も教員にとって操作指導が軽減され、学習への活用がスムーズになる等により、教員も児童・生徒も使いやすいとの報告を受けております。以上でございます。

**○2番（佐藤旭浩君）**

ありがとうございます。

現場の使い勝手のことを聞いているということで、ありがとうございます。

それでは次に、本市ではなく、この海部教育事務所管内の各自治体に目を向けてみたいと思います。

冒頭でも海部教育事務所管内の使用しているタブレットが異なっていることを私は言わせていただきましたが、確認ではありますが、海部教育事務所管内の他市町村で使用されているタブレット端末と授業で活用しているアプリについてお伺いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

i P a d を導入しているのは愛西市及びあま市です。Windowsタブレットは津島市、弥富市及び蟹江町が、クロームブックは大治町及び飛島村が導入しています。

授業で使用しているアプリにつきましては、機種によってグーグル・ワークスペース、マイクrosoft365といったグループウェアを使用しているほかに、津島市がSKYMENU、eライブラリ、弥富市がSKYMENU、あま市がロイロノート、eライブラリ、大治町がロイ

ロノート、蟹江町がSKYMENU、スクールタクト、ドリルパーク、飛島村がスクールタクト、eライブラリでございます。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

答弁ありがとうございます。

使用されているタブレット端末は各市町村によって異なりますが、アプリは共通しているものがあるのかなというふうに思います。

それでは、海部教育事務所管内の7市町村でタブレットが異なっていることについて、教育現場からは困惑するといった、ちょっと困ったといった声はないのかをお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

本市はiPadを導入していることから、ふだんiPhoneを使用している教員は、異動後の早い時期から活用できるとの報告を受けております。

一方で、海部管内において3種類の端末が使用されていることから、異動直後の教員からは端末の違いに苦労しているとの報告も併せて受けております。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

答弁ありがとうございます。

すみません、ちょっとタブレットが動かなくなってしまったので、すみません、ちょっとお願いします。

海部教育事務所管内においても3種類のタブレットが使用されていることから、異動直後の端末の違いは苦労していると報告があるということですが、本市においてはiPadとアプリはロイロノートを使用していることで、私が聞いている限り先生方から評判もよく、早い時期から活用できているのかなというふうに思います。

ですが、今後のことを考えると、自治体をまたいで異動した先生方は、タブレット端末の違いにより戸惑いもあると思いますので、このときに年度当初とかに使用方法や講習等を行うことはあるのかをお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

グーグルにログインする方法やグーグルミートの使い方など、目的に沿った操作方法の動画を用意するほか、ICT支援員に使い方等のレクチャーを受けるなどの環境を整えております。なお、教員は年度当初は多忙になるため、講習会等は開催しておりません。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

答弁ありがとうございます。

年度の当初、初めはやはり先生方のことを考えると、異動したばかりすぐで考えると、異動してすぐのためになかなか難しいかなというのは思います。ですが、今後のことを考えると、やはり異動先でのタブレットの端末やアプリが統一していただけるとありがたいというふうに思っております。

こちらはアンケートになります。

ちょっとすみません、見にくいんですが、各自治体で働かれている教員の方にタブレットの

使用状況についてアンケートを取らせていただいたものがあります。その中には使い方が全然違うため、ストレスを感じたと、覚えても、また転勤すると機種が違おうと思うと詳しく覚える気が起こらないと、やはりそういった声も出てきております。

自治体間でタブレット端末やアプリが異なっていると、こういった異動した先生方は再度操作方法を覚え直す必要があり、その分負担が増えることとなります。海部教育事務所管内で異動を考えると、タブレット端末や使用アプリの統一をするため、海部教育事務所管内の7市町村の連携を取って協議していく必要があるのではないかなというふうに私は思いますが、最後になりますが、このことについて教育長に御答弁をいただきたいと思っております。お願いいたします。

### ○教育長（河野正輝君）

愛西市が採用しているiPadのタブレット端末を仮にWindowsやクロームブックに変更した場合のデメリットを考えると、これまで各学校で研修を積み、培ってきた授業の手法が継続できない可能性が生じる。これまで使用してきたタブレット端末が変わることで、子供たちに負担が生まれる。ICT支援員やヘルプデスクなど、日常の運用を支えるサポートの質が維持できない。タブレット端末に合わせた充電保管庫など周辺機器の整備も同時に変更する必要がある。どの端末で何のアプリにするか、どんな基準で決めればよいのか難題が生じるなど、多くの課題を抱えることとなります。

議員御指摘のとおり、海部管内7市町村で統一できることが最も望ましいのですが、現状では難しい状況にあります。海部地方教育事務協議会や8月の初めに行われた海部地方教育長会で話し合いをしましたが、残念ながら今回の端末変更期には統一することが難しいとの意見が多く出ました。しかしながら、議員におもんぱかっていたいただいた教員の負担を少しでも減らすことができるよう、教育長会では今後も継続して検討をし、話し合っていくことを確認しております。以上です。

### ○2番（佐藤旭浩君）

教育長、ありがとうございました。

先生方は、やはり児童・生徒のために様々な趣向を凝らして子供たちと向き合っていたと思います。先生方は授業だけではなく、多くの業務を抱えながら子供たちと常に向き合っていると思います。異動となれば、やはり環境も変わり、新しいことも覚えなければならぬ。そういった中で、やはり業務が少しでも教員の方たちが改善されるように、今後も各自自治体しっかりつながっていただいて、情報共有ができることをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

### ○議長（近藤 武君）

2番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月11日午前9時30分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後2時33分 散会